

第2期吹田市教育振興基本計画
吹田市教育ビジョン

令和2年(2020年)3月
吹田市教育委員会

目 次

I	教育ビジョンの概要	1
1	策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	1
II	教育を取り巻く状況	2
1	社会潮流	2
2	国の動向	3
III	本市の教育の状況	5
1	学校教育	5
2	地域教育	8
3	教育環境	9
IV	体系図	11
V	基本構想	13
1	教育理念	13
2	基本目標	13
VI	重点課題	14
	重点課題1 いじめのない学校づくり	15
	重点課題2 青少年の自立を支援する相談体制の充実	17
	重点課題3 次代を担う教職員の育成	19
VII	基本計画	21
	基本計画の見方	21
	基本方向1 幼児教育を充実し総合的人間力の基礎を培います	23
	基本方向2 小中一貫教育を通して総合的人間力を育成します	25
	基本方向3 生涯を通じて豊かな学びを提供します	29
	基本方向4 地域全体で教育力の向上を図ります	31
	基本方向5 安心・安全で豊かな学校・園の教育環境を整備します	33
	基本方向6 信頼と責任のある学校・園づくりを進めます	35
	基本方向7 安全で機能的な社会教育施設の整備を進めます	37
VIII	計画の推進	38
1	進行管理	38
	用語説明	39
	参考資料	45

I 教育ビジョンの概要

1 策定の趣旨

本市では、平成 22 年（2010 年）3 月に第 1 期吹田市教育振興基本計画である「わが都市すいたの教育ビジョン」を策定し、10 年間を計画期間として、「今 吹田から 未来の力を ～生命かがやき ともにつながり 未来を拓く吹田の教育～」を教育理念に掲げ、教育行政を推進してきました。

この間、国では、平成 30 年（2018 年）に第 3 期教育振興基本計画^{*}が策定され、第 2 期教育振興基本計画において掲げた「自立」、「協働」、「創造」の 3 つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築をめざすという理念を引き継ぎつつ、2030 年以降の社会の変化を見据え、教育を通じた一人ひとりの「可能性」と「チャンス」の最大化とそれを推進するための教育環境の整備についての視点が示されました。また、令和 2 年度（2020 年度）は小学校で、令和 3 年度（2021 年度）は中学校でそれぞれ新学習指導要領^{*}が全面実施され、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」をバランスよく育む指導が求められています。

そのような中、本市においては、いじめ問題、次代を担う教職員の育成、教職員の働き方改革、学校施設の老朽化対策や空調整備など、中長期的に取り組んでいく必要のある課題があります。

本計画は、国・社会の動向や本市の現状と課題を踏まえ、本市がめざすべき教育の基本的な方向性とその施策を明らかにし、必要な施策を総合的・計画的に推進するため定めるものです。

2 計画の位置づけ

教育基本法第 17 条第 2 項に規定されている「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として策定します。対象は本市教育委員会の所管事務とします。「吹田市第 4 次総合計画」を上位計画とします。

3 計画の期間

令和 2 年度（2020 年度）から令和 6 年度（2024 年度）の 5 年間

II 教育を取り巻く状況

1 社会潮流

(1) 子供を取り巻く環境の変化

家族形態の変容、雇用形態・勤務形態などライフスタイルやワークスタイルの多様化を背景に、子供の成長を支える環境は大きく変化しています。家庭においては、三世帯世帯が減少し、ひとり親世帯が増加するなど核家族化が進展するとともに、女性の社会進出に伴い共働き世帯が増加しています。また、地域社会においては、地域のつながりや人間関係が希薄化するなど、子育てを助けてくれる人や子育てについて相談できる人がそばにいないという状態が見られ、家庭や地域における教育力の低下が懸念されています。

情報化の進展により、子供がスマートフォンをはじめとしたインターネット接続機器を利用する機会が増えています。あらゆる分野の多様な情報に触れることや、さまざまな人とのコミュニケーションが容易になる一方、スマートフォン等への依存傾向、インターネット等を通じたいじめ、SNS^{*}（ソーシャルネットワーキングサービス）を通じた犯罪被害などさまざまな問題が生じています。

(2) 技術革新、グローバル社会の進展

あらゆる場所でグローバル化が加速し、情報通信や交通手段等の技術革新により人々の生活圏も広がっています。2030年頃にはIoT^{*}（Internet of Things）やビッグデータ^{*}、AI^{*}をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変える「超スマート社会^{*}（Society 5.0）」の到来が予想されています。技術革新が一層進む社会においては、多様な人と協働でき、主体的に行動できること、また人間ならではの感性や創造性を発揮し新しい価値を創造できる人材が求められます。

(3) 持続可能な社会への意識の高まり

東日本大震災などの大規模な地震や台風、ゲリラ豪雨など自然災害が相次いで発生しています。本市においても平成30年（2018年）の大阪府北部地震など大きな被害をもたらす災害が発生し、防災に対する市民の意識は高まっています。学校施設の防災機能の強化とともに、児童・生徒、市民への防災教育をはじめ、地域全体で防災力を高めていくことが必要です。

また、平成27年（2015年）9月に国連持続可能な開発サミットが開催され、2030年までの行動計画として、17のゴールと169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs^{*}）」が採択されました。SDGsは、世界中の「誰ひとり取り残さない」という基本理念のもと設定された国際社会全体の普遍的目標です。教育活動の展開にあたってもSDGsとの関係性を意識し行うことが求められます。

(4) 生涯学習の推進

「人生100年時代」、「超スマート社会（Society 5.0）」に向けて社会が大きな転換点を迎えるにあたり、生涯学習の重要性は一層高まっています。すべての人が生涯を通して学ぶことのできる環境の整備、多様な学習機会の提供、学習した成果を生かすことができる仕組みづくりが求められます。

生涯学習の一環として、変化の激しい社会に対応するための新たな知識や技能、教養の習得、また出産や子育て等、女性のライフステージに対応した活躍支援、若者の活躍促進等を目的に、社会人の学び直しの推進が求められています。

生涯学習社会の実現に向け、多くの大学においては、大学での教育と研究の成果を地域住民などに学習機会として提供する公開講座が開講されています。また、地域住民にとって身近な公民館や図書館、博物館等の社会教育施設を拠点とした生涯学習の取組が進められています。

2 国の動向

(1) 第3期教育振興基本計画

平成30年(2018年)6月に閣議決定。第2期教育振興基本計画において掲げた「自立」、「協働」、「創造」の3つの方向性を実現するため、生涯学習社会の構築をめざすという理念を引き継ぎつつ、2030年以降、技術革新が進展するなか「人生100年時代」を豊かに生きていくための教育政策のあり方が示されています。今後の教育政策においては、教育を通じて生涯にわたる一人ひとりの「可能性」と「チャンス」を最大化することを中心に据えて取り組むこととし、5つの基本的な方針が示されています。

(2) 新学習指導要領の全面实施

平成29年(2017年)3月に幼稚園教育要領^{*}、小・中学校学習指導要領^{*}が改訂され、幼稚園は平成30年度(2018年度)から、小学校は令和2年度(2020年度)から、中学校は令和3年度(2021年度)から、それぞれ全面实施されます。

新学習指導要領では、持続可能でよりよい社会のつくり手として期待される子供たちに求められる資質・能力を社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」の実現をめざしています。「主体的・対話的で深い学び^{*}」や、「カリキュラム・マネジメント^{*}の確立」を重視し、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」の3つの力をバランスよく育むことなどが示されています。

(3) 教育委員会制度の改正

平成27年(2015年)4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律^{*}の一部改正法が施行され、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を目的に、教育委員長と教育長を一本化した新しい「教育長」の設置、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化、「総合教育会議^{*}」の設置、首長による教育に関する「大綱」の策定などが定められました。

(4) いじめ防止に向けた取組

全国でいじめをめぐる問題が深刻化したことを受け、平成25年(2013年)に「いじめ防止対策推進法^{*}」が施行され、「いじめの防止等のための基本的な方針」が策定されました。

平成29年(2017年)には「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定され、いじめの定義の解釈の明確化や学校基本方針に基づく対応の徹底、いじめへの組織的な対応の必要性や、スクールカウンセラー^{*}、弁護士等の専門家が参加して対応することが示されています。同時に、いじめの重大事態への対応や調査の方針を示した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が策定されました。

(5) 特別支援教育の推進

平成26年(2014年)1月に批准された「障害者の権利に関する条約」により、共生社会の形成に向け、障がいの有無にかかわらず共に学ぶ「インクルーシブ教育システム^{*}」の構築が提唱されました。また、障がいを理由とする差別を禁止した「障害者差別解消法」(平成28年(2016年)4月施行)では、国公立の学校に対して、障がいのある子供に対する合理的配慮の提供を義務づけており、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の一層の充実が求められています。

(6) 子供の貧困対策

深刻化する子供の貧困^{*}問題を受け、子供の貧困対策を総合的に推進することを目的に平成26年(2014年)1月「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。子供の将来が生まれ育った環境により左右されること

いよう必要な環境整備と教育の機会均等を図る子供の貧困対策が重要であることが示されました。令和元年(2019年)6月には同法が改正され、市町村に対し貧困対策計画を策定する努力義務が課され、大綱の記載事項の拡充などが図られました。

(7) チームとしての学校のあり方

社会や環境の変化に伴い、子供や家庭、地域社会も変容する中で、生徒指導に関わる課題などが複雑化、多様化し、学校や教職員だけでは十分に解決できない課題が増えてきました。こうした背景のもと、平成27年(2015年)12月に中央教育審議会により「チームとしての学校のあり方と今後の改善方策について(答申)」が取りまとめられました。

教職員^{*}に加え、多様な価値観や経験を有する人材がそれぞれの専門性に応じて、学校運営に参画することで、学校の教育力・組織力を、より効果的に高めていくことがこれからの時代には不可欠であるとの考えのもと、「チームとしての学校」を実現するために、①専門性に基づくチーム体制の構築、②学校のマネジメント機能の強化、③教職員一人ひとりが力を発揮できる環境の整備の3つの視点に沿って検討を行い、学校のマネジメントモデルの転換を図る必要性が示されています。

(8) これからの学校教育を担う教職員の資質能力の向上

平成27年(2015年)12月に中央教育審議会により「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について(答申)」が取りまとめられました。

これからの教職員に求められる資質能力として、自律的に学ぶ姿勢や、情報を収集し取捨選択し活用する能力、社会環境の変化に応じ、新たな課題へ対応する力、そして、多様な専門性を持つ人材と連携し、組織的・協働的に課題解決に取り組む力などが挙げられています。そうした資質能力の向上に向け、養成内容、採用段階、現職研修の3段階での改革が示されています。

(9) 学校における働き方改革の推進

教職員の長時間勤務の実態を踏まえ、平成31年(2019年)1月に中央教育審議会により、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」が取りまとめられました。

答申においては、これまでの教職員の働き方を見直し、学校における働き方改革を推進するにあたり、①勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方改革の促進、②学校及び教師が担う業務の明確化・適正化、③学校の組織運営体制のあり方、④教師の勤務のあり方を踏まえた勤務時間制度の改革、⑤学校における働き方改革の実現に向けた環境整備等について、総合的な方策が提言されました。

(10) 新・放課後子ども総合プラン

共働き家庭の増加に伴い、多くの家庭が小学校就学後の子供の放課後の過ごし方の問題に直面する「小1の壁」が生じています。これを打破するとともに、すべての就学児童が放課後などを安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、平成26年(2014年)7月に厚生労働省及び文部科学省は、「放課後子ども総合プラン^{*}」を策定しました。

このプランでは、学校施設を活用して、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体型を中心とした取組を推進することや、放課後児童クラブの受け皿の整備方針等が示されました。

平成30年(2018年)9月には、これまでの放課後児童対策の取組をさらに推進させ、放課後児童クラブの待機児童の早期解消等をめざす「新・放課後子ども総合プラン」が策定されました。

III 本市の教育の状況

1 学校教育

(1) 確かな学力の育成

全国学力・学習状況調査^{*}において、小・中学校ともすべての教科で全国平均に比べ正答率が高くなっています。特に、小学校算数、中学校数学及び英語は全国平均を約 10 ポイント以上、上回っています(図 1)。

一方で、「自分で計画を立てて勉強していますか。」に対する肯定的回答の割合は小・中学校とも全国平均を下回っており、学習に向かう意欲や学習習慣の形成が課題です(図 2)。

図 1 教科別正答率と全国比(全国平均を 100 としています)

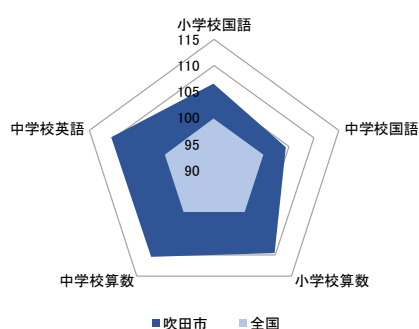
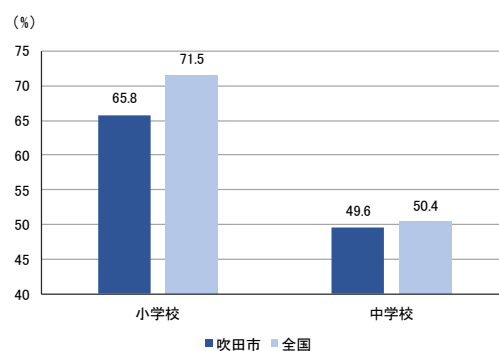


図 2 「自分で計画を立てて勉強していますか。」に対する肯定的回答の割合



(2) 豊かな心の育成

「自分にはよいところがあると思いますか。」に対する肯定的回答の割合は、小学校では全国平均をやや上回っています。一方で、中学校では全国平均をやや下回り、小学校と中学校の差も全国に比べ大きくなっています(図 3)。

「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか。」に対する肯定的回答の割合は、小学校は全国平均と同水準ですが、中学校では全国に比べやや低くなっています(図 4)。

図 3 「自分にはよいところがあると思いますか。」に対する肯定的回答の割合

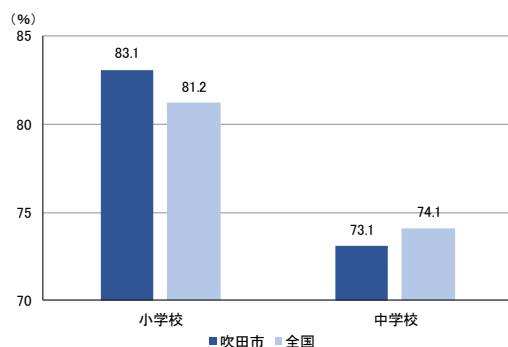
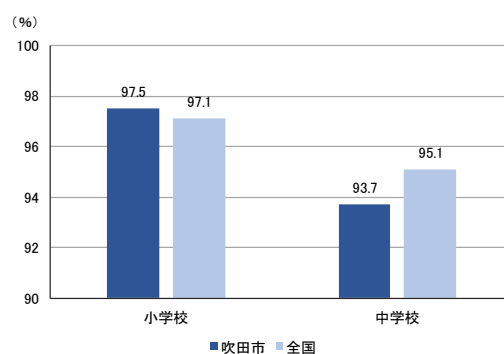


図 4 「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか。」に対する肯定的回答の割合



(3) 健やかな体の育成

「朝食を毎日食べていますか。」に対する肯定的回答の割合は、小・中学校とも全国平均とほぼ同水準となっています（図5）。

全国体力・運動能力・運動習慣等調査^{*}において、平成30年度（2018年度）の体力合計点（運動能力テスト8項目の得点合計）では、小・中学校男女すべてにおいて全国平均を下回っています（図6）。

図5 「朝食を毎日食べていますか。」に対する肯定的回答の割合

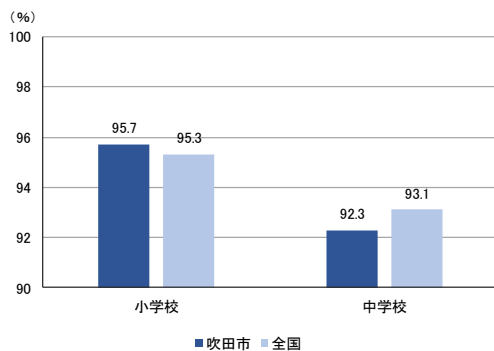
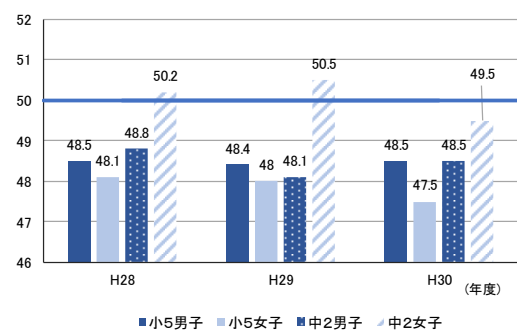


図6 体力合計点(全国平均を50としたときの、本市の小・中学生の結果(Tスコアで比較))



(4) 課題への対応力

「将来の夢や目標を持っていますか。」に対する肯定的回答の割合は、小・中学校とも全国平均をやや下回っています（図7）。キャリア教育^{*}などを通して、児童・生徒が将来の夢や目標を持てるよう支援していく必要があります。

「難しいことでも、失敗を恐れずに挑戦していますか。」に対する肯定的回答の割合は小・中学校とも全国平均とほぼ同水準となっています（図8）。

図7 「将来の夢や目標を持っていますか。」に対する肯定的回答の割合

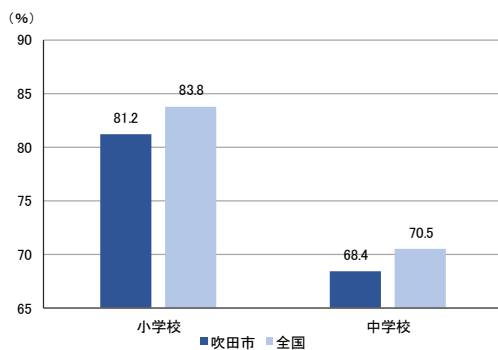
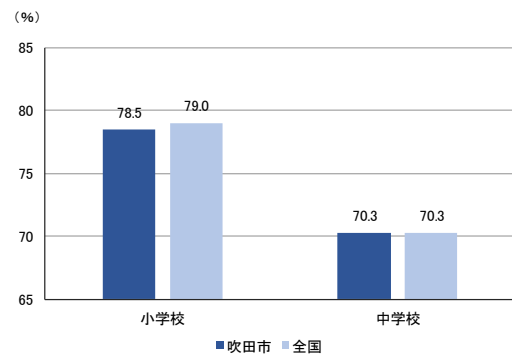


図8 「難しいことでも、失敗を恐れずに挑戦していますか。」に対する肯定的回答の割合



(5) 安心な学校生活

「学校に行くのは楽しいと思いますか。」に対する肯定的回答の割合は、小・中学校とも全国平均とほぼ同水準です（図 9）。

「学校のきまりを（規則）を守っていますか。」に対する肯定的回答の割合は、中学校では全国とほぼ同水準ですが、小学校では全国平均を下回っており、規範意識の向上が課題です（図 10）。

また、小・中学校における不登校児童・生徒数において、中学校では小学校の約 2 倍となっています。小学校においては、平成 26 年度（2014 年度）から一貫して増加傾向にあります（図 11）。

図 9 「学校に行くのは楽しいと思いますか。」に対する肯定的回答の割合

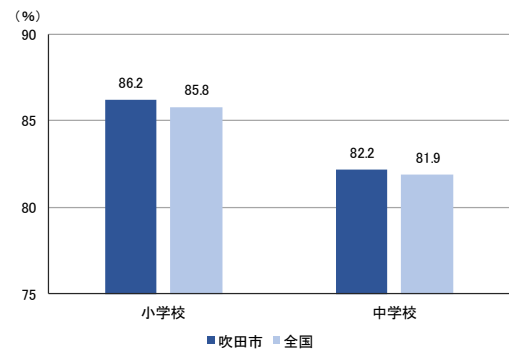


図 10 「学校のきまり(規則)を守っていますか。」に対する肯定的回答の割合

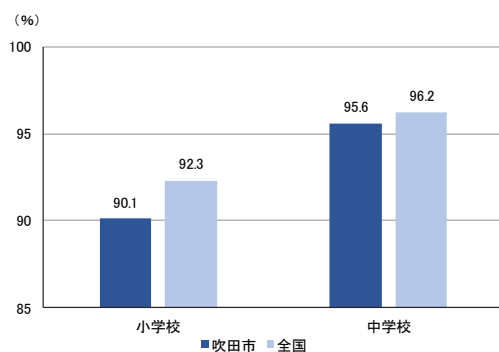
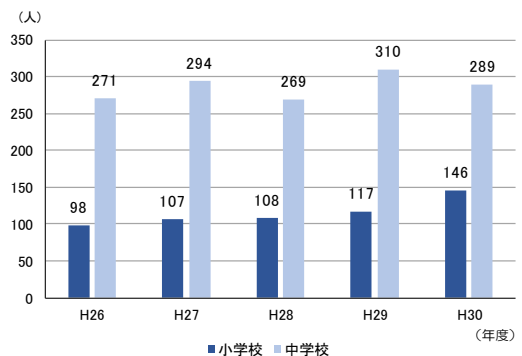


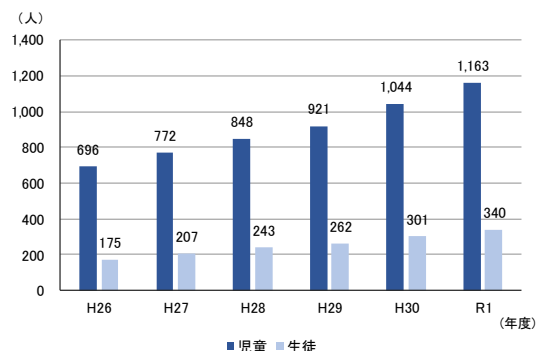
図 11 小・中学校における不登校児童・生徒数の推移



(6) 特別支援教育

支援学級に在籍する児童・生徒数の推移をみると、令和元年度（2019 年度）は平成 26 年度（2014 年度）に比べ、児童数、生徒数ともに 2 倍近くに増加しており、一人ひとりのニーズに応じた指導体制の充実が必要です（図 12）。

図 12 支援学級に在籍する児童・生徒数の推移



【出典】

図 1～5、図 7～10 : 文部科学省「全国学力・学習状況調査」(令和元年度)

図 6 : 文部科学省「全国体力・運動能力・運動習慣等調査」

2 地域教育

(1) 生涯学習の充実

地区公民館や大学との共催で開催している、市民大学*講座の年間受講者数は、平成 29 年度（2017 年度）は前年に比べ増加したものの、平成 30 年度（2018 年度）は減少しています（図 13）。

また、図書館の年間入館者数は、平成 28 年度（2016 年度）から減少傾向にあります（図 14）。博物館の年間入館者数等はほぼ横ばいの状況です（図 15）。

図 13 市民大学講座の年間受講者数の推移

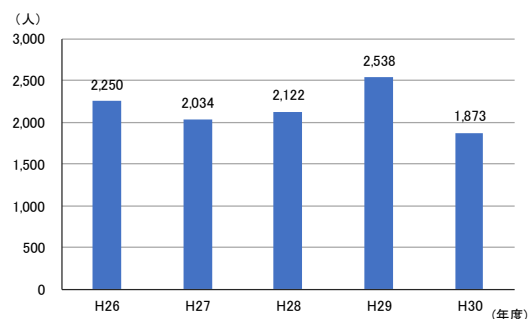


図 14 図書館の年間入館者数の推移

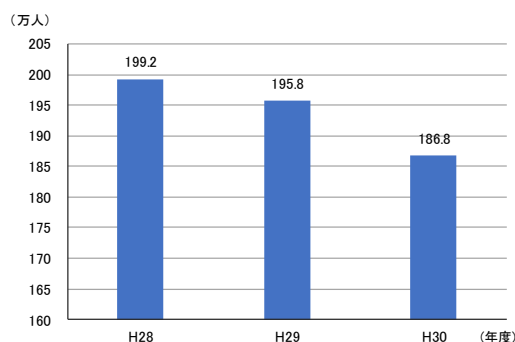
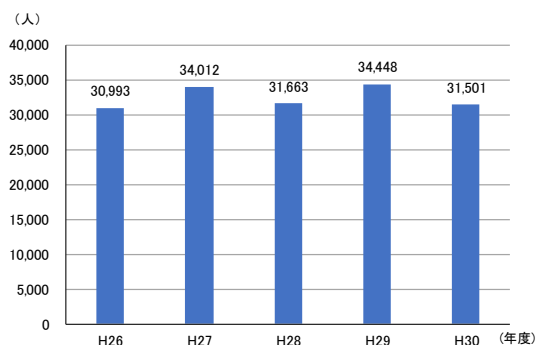


図 15 博物館の入館者数等の推移



(2) 青少年の育成

① 青少年の育成

青少年指導者講習会の延べ受講者数は、講習内容を精査し開催回数の見直しを行ったことにより減少していますが、開催日あたりの受講者数はほぼ横ばいの状況です（図 16）。青少年施設の主催事業への参加者数は、平成 28 年度（2016 年度）以降大きく増加しており、平成 30 年度（2018 年度）には 15 万人を超えました（図 17）。

図 16 青少年指導者講習会の年間受講者数(延べ)

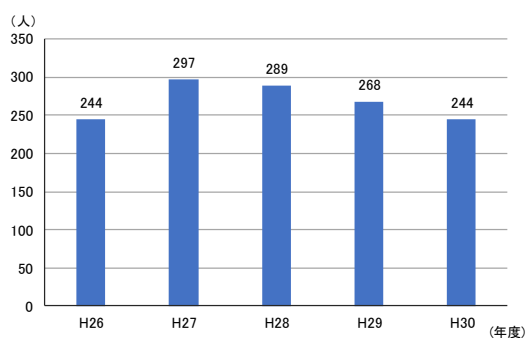
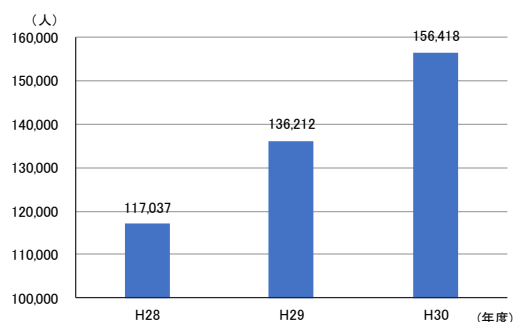


図 17 青少年施設の主催事業参加者数



②放課後の居場所づくり

留守家庭児童育成室^{*}の受け入れ児童数は平成 26 年度（2014 年度）以降増加しており、平成 29 年（2017 年）に対象学年を小学校 4 年生まで拡大したことでさらに増加しています（図 18）。年々増加する入室希望児童数に対応できるよう施設や指導者の確保が必要です。太陽の広場^{*}などは天候等の影響を受け開催できないことがあることから、年度によって参加者数は増減していますが、開催日あたりの参加者数はほぼ横ばいの状況です（図 19）。

図 18 留守家庭児童育成室の受け入れ児童数の推移

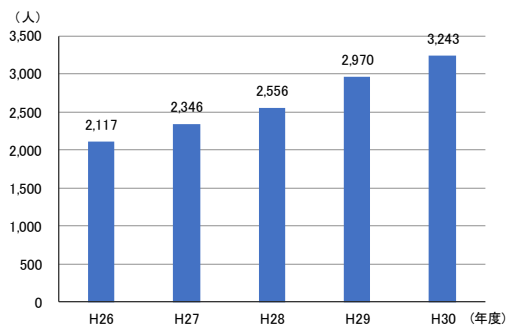
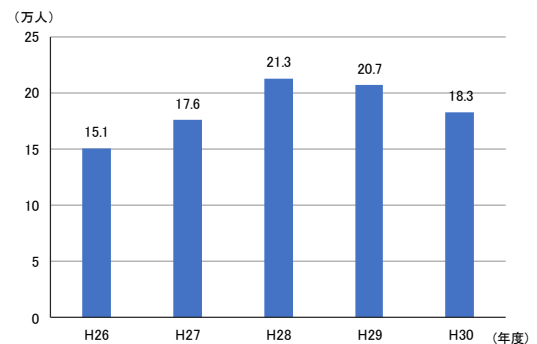


図 19 太陽の広場などの年間参加者数



3 教育環境

（1）学校教育施設・社会教育施設の老朽化

市内の小・中学校棟別の築年数をみると、建築後 40 年以上経過しているものが過半数を超えています（図 20）。また、地区公民館においても、ほとんどの公民館が建築後 30 年以上経過しています（図 21）。安全な学習環境を確保するため、改修・改造など老朽化に向けた対策が必要です。

図 20 小・中学校棟別建築後経過年数

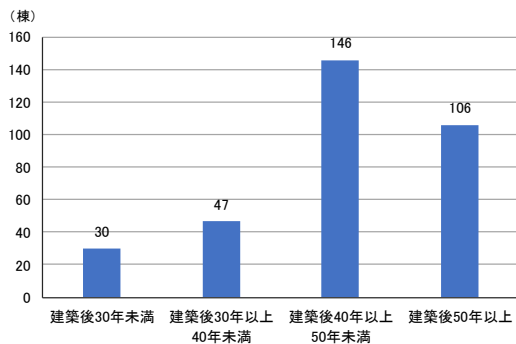
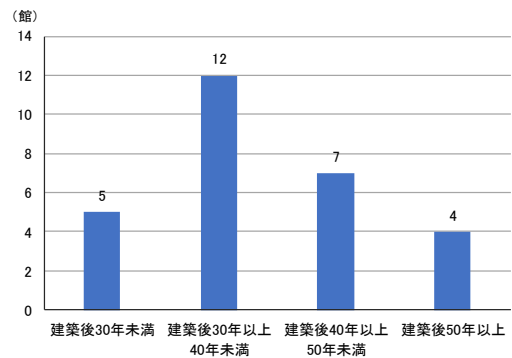


図 21 地区公民館建築後経過年数

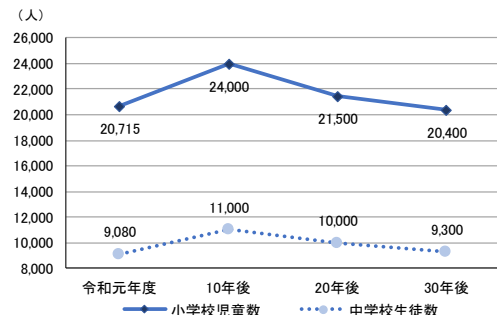


(2) 児童・生徒数の推移

市全体の児童・生徒数は、過去 10 年間の人口変化による純移動や現在の出生率、現在想定されている住宅開発の影響等を基に推計すると、今後 10 年間は増加します。その後減少に転じますが、30 年後も同程度の規模を維持することが見込まれます（図 22）。

また、各学校の状況は、31 学級以上の過大規模校となったり、教室が不足する学校が複数発生すると想定しています。一方で、全学年が単学級になる見込みの学校もあります。今後、こうした二極化を視野に入れ、多面的な対策の検討が必要です。

図 22 今後 30 年間の児童・生徒数の推移

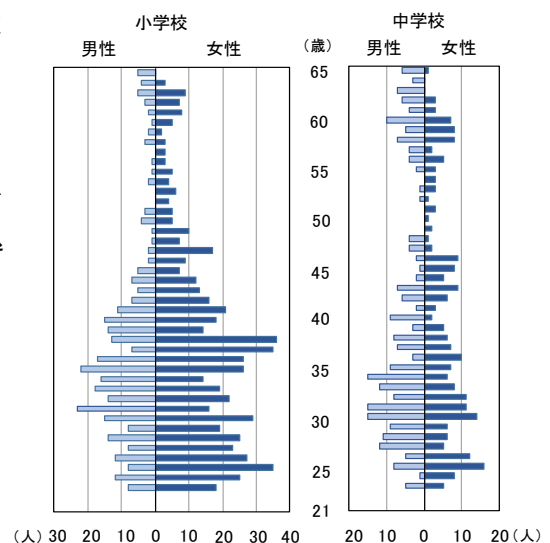


(3) 教員の経験年数・年齢構成

経験年数が 10 年以下の教員が約 5 割を占めています（P. 19 図）。校内の教育活動の中核を担うミドル・リーダー層の育成が必要です。

また、年齢構成では、子育て世代である 20 歳代から 30 歳代の教員が、小学校で約 7 割、中学校で約 6 割を占め、産休や育休取得者の多い状況が続くことが見込まれます（図 23）。教員が安心して働き続けられることができるよう、代替教員の確保が必要です。

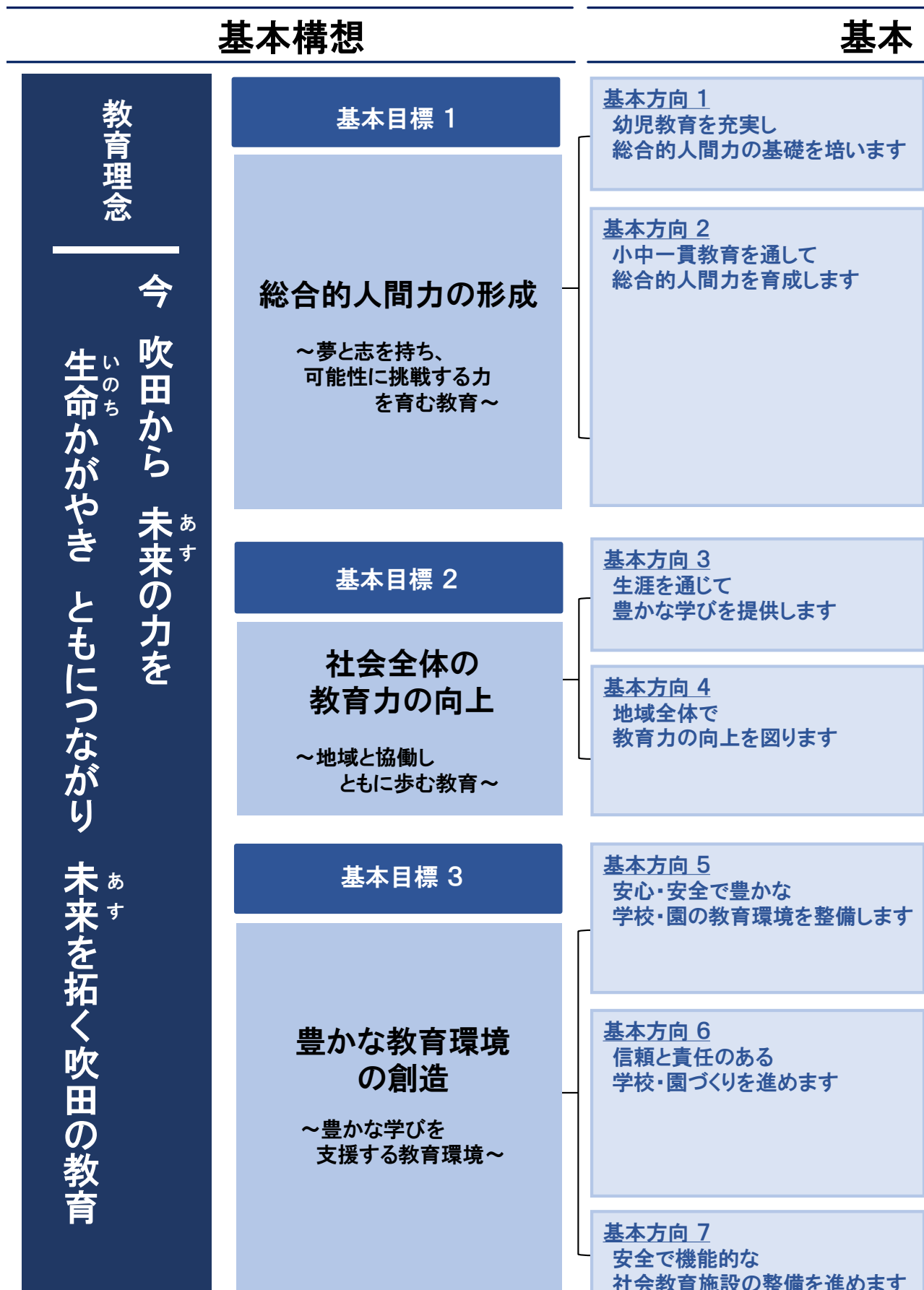
図 23 教員男女別年齢構成（令和元年度）



(4) チームとしての学校

学校の教育力・組織力を向上させるため、本市独自の取組として、教職員^{*}に加え、多様な専門性を有する人材が学校運営に参画しています。

スクールソーシャルワーカー (SSW) [*]	学校問題解決支援員 [*]	学校サポートスタッフ [*]
スクールカウンセラー (SC)	教育相談員 [*]	英語指導助手 (AET)
スクールロイヤー (SL) [*]	スターター [*] (支援員)	読書活動支援者 [*]
いじめ対応支援員 [*]	介助員	ICT 支援員
いじめ対応専任相談員 [*]	発達相談員 [*]	



計画

施策1 質の高い幼児教育の提供
 施策2 小学校との円滑な接続を重視した教育内容の充実
 施策3 多様なニーズに応じた子育て支援の推進

施策4 小中一貫教育の充実
 施策5 確かな学力の育成
 施策6 豊かな心の育成と人権教育の推進
 施策7 健康・体力づくりの推進
 施策8 多様な課題に対応する力の育成
 施策9 生徒指導の充実
 施策10 特別支援教育の充実
 施策11 地域と連携した学校教育の推進

施策12 生涯学習プログラムの充実
 施策13 図書館を通じた豊かな学びの場の提供
 施策14 文化財を通じた豊かな学びの場の提供

施策15 地域全体での青少年育成活動の推進
 施策16 青少年の仲間づくり・居場所づくりの推進
 施策17 青少年相談の充実
 施策18 放課後の居場所づくりの充実

施策19 学校・園施設の整備
 施策20 安心・安全の確保
 施策21 情報教育等の教育環境の整備
 施策22 過大校等の教育環境の整備

施策23 すべての子供の学ぶ権利の確保
 施策24 学校・園運営体制の確立
 施策25 教職員の資質能力の向上
 施策26 教職員の働き方改革の推進
 施策27 開かれた教育行政の推進

施策28 社会教育施設の整備

重点課題

重点課題1

いじめのない学校づくり

重点課題2

青少年の自立を支援する相談体制の充実

重点課題3

次代を担う教職員の育成

V 基本構想

1 教育理念

教育理念

今 吹田から ^{あす}未来の力を

^{いのち}生命かがやき ともにつながり ^{あす}未来を拓く吹田の教育

超高齢社会の到来や技術革新の急速な進展など社会の構造や仕組みが大きく変わる中、変化に柔軟に対応し、未来を切り拓く力の育成が求められています。また、環境問題や自然災害など、これまでの経験だけでは解決できない事態に対しては、多様な力をもつ市民が協働して乗り越えていく必要があります。

吹田の教育は、市民一人ひとりが多様な価値観を認め、互いの人権を尊重する態度を養い、主体的に学び、考え、行動する力と個性や能力を活かしながら、人や社会とのつながりを大切にし、より良い社会を創造する力を育んでいきます。

2 基本目標

基本目標 1

総合的人間力の形成

～夢と志を持ち、可能性に挑戦する力を育む教育～

幼児教育から義務教育までを一体的に捉えた小中一貫教育を通し、確かな学力、豊かな心^{*}と健やかな体を育み、主体的に行動し、多様な人々と協働しながら未来を切り拓いていく子供たちを育成します。

基本目標 2

社会全体の教育力の向上

～地域と協働しともに歩む教育～

一人ひとりが生涯学び、活躍し続けられるよう、家庭、学校・園、地域、関係機関など多様な主体が協働し、社会全体の教育力の向上に取り組みます。

基本目標 3

豊かな教育環境の創造

～豊かな学びを支援する教育環境～

学校・園の施設や社会教育施設の整備を図るとともに、状況の変化に柔軟に対応し、信頼と責任のある教育環境を創造します。

VI 重点課題

本市の教育理念を実現していく上で、この5年間で重点的に取り組むべき課題を「重点課題」として定めます。

重点課題は、教育の諸課題のうち、国や社会の動向、本市の状況を踏まえ、計画期間内に重点的に取り組むべき課題を施策の中から設定しました。

設定した重点課題は、複数の施策が連携し、横断的総合的に取り組んでいく必要のある課題と、主としてひとつの施策を取り上げている課題がありますが、いずれの重点課題も、本市の教育理念を実現するための根幹を成す重要課題であるとの認識のもと、具体的な取組の進行管理を行い、効果的に推進します。

こうした考えに基づき、本市の重点課題として、以下の3つを設定します。

重点課題1

いじめのない学校づくり

重点課題2

青少年の自立を支援する相談体制の充実

重点課題3

次代を担う教職員の育成

重点課題 1

いじめのない学校づくり

平成 29 年（2017 年）3 月に認知したいじめの重大事態について、教育委員会の附属機関として設置した「吹田市いじめに係る重大事態調査委員会」が、いじめの事実関係や対応等を調査し、令和元年（2019 年）6 月、調査報告書として公表しました。調査報告書では、学校、教育委員会の課題とともに、今後の対応と再発防止に関する提言が示されました。これを真摯に受けとめ、教育委員会は、市のいじめに関係する部局とも連携しながら、これまでの取組や体制の強化を図り、新たな施策を検討・実施し「いじめのない学校づくり」を推進しています。

指 標

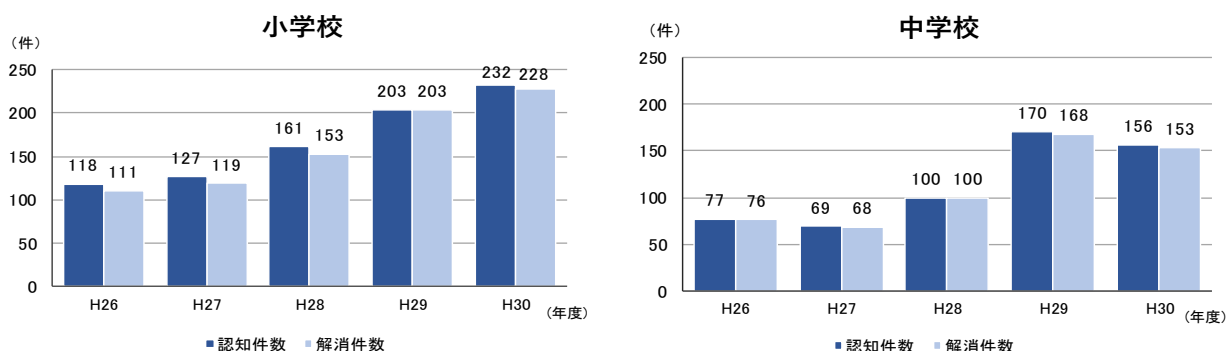
いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う小・中学生の割合

【出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」】

小学生	97.5%	（令和元年度）	→	小学生	100%	（令和 6 年度）
中学生	93.7%	（令和元年度）		中学生	100%	（令和 6 年度）

現状と課題

【本市のいじめの認知件数と解消件数の推移】



○各学校において、平成 25 年（2013 年）に施行されたいじめ防止対策推進法に規定されたいじめの定義についての理解が進み、積極的認知が行われた結果、いじめの認知件数は増加しています。引き続き、いじめの早期発見や早期解決に向けた取組を進めていく必要があります。

○いじめの未然防止には、担任だけでなく複数の教職員等が児童・生徒に関わり、子供たちの状況を丁寧に把握することが重要です。また、各学校においては、いじめに関する情報を共有するとともに適切に判断・対応できる体制や仕組みを構築し、運用する必要があります。

○いじめの未然防止には、全ての教育活動に人権尊重の視点を取り入れ、児童・生徒の心を育てる教育課程の編成及び推進が必要です。

○教職員の資質向上を図るため、いじめ防止に効果的な研修を継続して行う必要があります。

○複雑化、多様化するいじめ問題については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等、さまざまな専門的知識を有する人材を活用し、組織体制の強化を図る必要があります。

○いじめ防止に主体的に取り組む、総合的人間力^{*}を備えた児童・生徒の育成が必要です。

取 組

子供たちが安心して学校生活をおくれるよう、いじめ防止の取組名を、「すいたGRE・EN^{グリーン}スクールプロジェクト^{*}」とし、下記に示す様々な取組を未来に向け積極的に推進します。

1 いじめが起こりにくい学校風土の醸成

(1) 教育課程における取組

すいた GRE・EN スクールプロジェクト教職員向けプログラム〔教育課程編〕を活用したカリキュラム・マネジメントにより、すべての教育活動において人権を尊重する視点を基本に、一人ひとりを大切にした授業を展開します。

(2) いじめ予防推進事業による取組

教育課程における取組の一環として、すべての小・中学校において、いじめ防止プログラムによる「いじめ予防授業」を実施します。授業実施にあたり、すべての教職員がいじめの対応について見識を深め、授業スキルを学ぶための研修を受講します。また、いじめの抑止力としてよりよい集団づくりが欠かせないことから、学級集団の現状について把握・分析するための学校風土・いじめ調査を実施します。

2 組織的対応の強化

(1) 学校における組織的な対応による取組

すいた GRE・EN スクールプロジェクト教職員向けプログラム〔生徒指導編〕を活用し、市内公立小・中学校の全教職員がいじめに対する共通認識を持ち、未然防止、早期発見、早期対応に努めます。また、いじめの対応は、特定の教職員が抱え込むことなく、すべての学校に設置しているいじめに対応する委員会等を活用し、情報の共有と組織的な対応を徹底します。

(2) 複数の見守りの目の確保による取組

いじめの未然防止、早期発見のための体制を強化する方策として、児童の学習・生活面を支援する「スターター（支援員）」の配置をこれまでの小学校 1 年生だけでなく 2 年生まで延長するとともに、組織体制や学校対応等について助言する「いじめ対応支援員」の活動を充実させます。

また、学校において、目が行き届きにくい休み時間の安全管理体制整備を進める等、引き続き、効果的かつ実現性の高い方策を検討します。

(3) 専門的な視点からの対応と関係機関との連携強化

専門的な視点を持ったスクールソーシャルワーカーや臨床心理士、スクールロイヤーを「いじめ・不登校・虐待防止対策委員会^{*}」の構成員に加えることで、効果的にいじめの早期発見、早期対応につなげます。

また、「いじめ対応専任相談員（臨床心理士）」により、ニーズに応じた相談体制を強化します。

さらに、いじめの重大事態等が生起した場合、速やかに適切な対応が行えるよう、子ども家庭センター等の関係機関との連携を強化します。

(4) 全市的な取組の推進

いじめ防止等の施策を着実に実施するため、市の関係部局と連携・協力しながら、全市的に取組を進めます。また、総合教育会議など、市長と教育委員会との協議・調整の場を活用し、定期的に課題や認識を共有することで、いじめの問題等に迅速かつ効果的に対応します。

重点課題 2

青少年の自立を支援する相談体制の充実

平成 27 年度（2015 年度）に国が実施した満 15 歳から満 39 歳までを対象とした調査では人口の 1.57%、54.1 万人がひきこもり*状態にあると推計されています。子供・若者が有する困難はニートやひきこもり、いじめ、不登校、児童虐待など多岐にわたり、一人ひとり異なっています。困難を有する子供・若者とその家族が孤立することのないよう関係機関が連携し、個々の状況に応じたきめ細かな支援を行います。

指 標

青少年相談の新規相談件数

222 件 （平成 30 年度） → 260 件 （令和 6 年度）

青少年相談から社会参画に繋がったケース数

35 件 （平成 30 年度） → 42 件 （令和 6 年度）

現状と課題

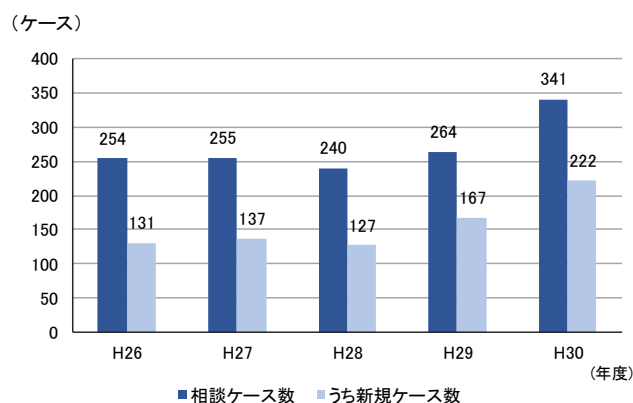
○平成 28 年度（2016 年度）実施の吹田市市政モニタリング調査の結果から、15 歳から 39 歳までの市民のうち、約 1,700 人がひきこもり状態にあることが推測されます。

本市では、平成 29 年（2017 年）3 月に関係機関が連携して総合的に支援する「吹田市子ども・若者支援地域協議会*」と相談の中心的機能を担う「子ども・若者総合相談センター（ぷらっとるーむ吹田）」を設置しましたが、その市民認知度は 8.4%にとどまっています。同センターをはじめ、さまざまな相談窓口や利用可能な支援情報が関係機関や支援が必要な方へ届くよう周知を強化する必要があります。

○子供・若者の有する課題は、複数の要因が絡み合っていることが多いことから、自立に向けて関係機関等による支援ネットワーク（横のつながり）を構築し、支援を効果的に推進する必要があります。また、子供・若者に対し、年齢階層で途切れることなく継続した支援（縦のつながり）を行うとともに情報を適切に共有し、連携する必要があります。

○来所による相談ができない子供・若者に対しては、自宅等を訪問し、支援を行うアウトリーチ（訪問支援）が求められています。

【青少年相談 相談ケース数の推移】



取 組

1 困難を有する子供・若者の早期発見

- (1) 困難を有する子供・若者をはじめ多くの市民に手に取ってもらえる相談機関一覧「子ども・若者支援マップ」を作成し、支援機関の周知を図ります。
- (2) 「子ども・若者支援マップ」の活用により、青少年関係団体や福祉関係機関など支援機関同士が積極的な連携を行い、情報の共有を図ります。
- (3) 学校や他の相談機関などを個別に訪問し、相談機関の周知を図るとともに連携に努めます。

2 関係機関の連携による支援の実施

- (1) 子ども・若者総合相談センター（ぷらっとるーむ吹田）では専門相談員を配置し、幅広い分野にまたがる相談に対応するとともに、総合調整機能を有するワンストップの相談機関として、自ら対応できない案件についても相談の一時的な受け皿となり、他の適切な機関に丁寧につながります。
- (2) 教育、福祉、医療・保健、矯正・更生保護、雇用などの分野の関係機関で構成する「吹田市子ども・若者支援地域協議会」を活用し、関係機関の連携により支援を行います。
「代表者会議」を開催し、子供・若者の有する課題などについて情報交換を行い、支援体制を構築します。
「実務者会議」を開催し、関係機関の実務者がそれぞれの機関の特性及びネットワークについて理解を深めるとともに、ケース事例検討などを行います。
必要に応じ、「ケース検討会議」を開催し、関係機関の実務者が情報を共有して、効果的かつ円滑な支援方策となるよう協議を行います。

3 切れ目のない支援の実施

子供・若者の自立支援の対象年齢は30歳代までですが、対象年齢を過ぎた相談者に対する支援が、年齢や各機関の業務範囲の違いなどにより中断されることのないように、関係機関に円滑に引き継ぐことができる体制づくりに取り組みます。

4 アウトリーチ（訪問支援）による支援の実施

相談者との信頼関係を構築しながら、家族や本人の意向を十分尊重し、アウトリーチ（訪問支援）や家族支援に取り組みます。

重点課題 3

次代を担う教職員の育成

学校をとりまく問題が複雑化、困難化している中、経験年数が10年以下の教職員が5割に達しており、教職員の育成は喫緊の課題です。社会の急速な変化の中であって、これまでの普遍的な教育課題のみならず、新しい時代の教育課題に対応する教職員一人ひとりの実践能力が求められています。中核市移行を契機とした教職員研修の充実により、次代を担う教職員の育成をめざします。

指 標

教職員が校内外の研修に参加し、その成果を教育活動によく反映させていると回答した学校の割合 【出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」】

小学校	88.9%	(令和元年度)	→	100%	(令和6年度)
中学校	83.4%	(令和元年度)	→	100%	(令和6年度)

現状と課題

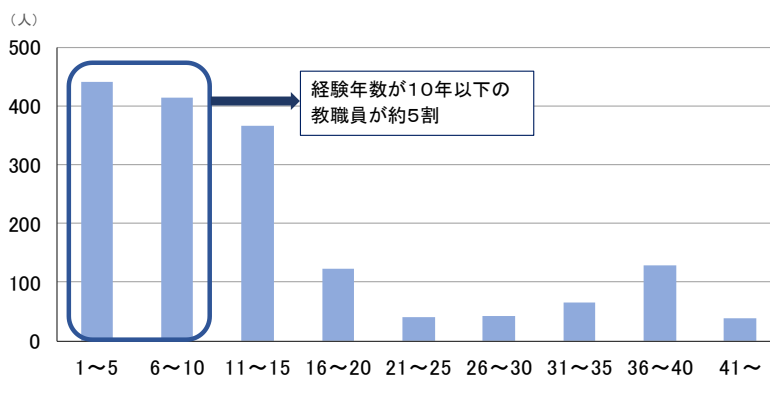
○学校現場においては、経験年数が10年以下の教職員が5割に達する一方で、それらの教職員を指導・育成する経験豊富なベテランの教職員が極めて少ない状況です。研修の充実により効果的に教職員を育成するとともに、教職員が学ぶ意欲を持ち続ける環境づくりが必要です。

○いじめ・不登校などの生徒指導、貧困・児童虐待への対応、特別な支援を必要とする児童・生徒への対応など普遍的な課題の研究に加え、社会変化に伴う新たな課題に柔軟に対応する資質・能力が求められます。

教育のプロフェッショナルとしての基礎となる、使命感や責任感、教育的情熱、教科や教職に関する専門的知識、実践的指導力等をキャリアステージ^{*}に応じて育成していくことが必要です。

○学校課題の複雑化、困難化に対応するため、学校組織のマネジメント力の向上が求められます。校長的的確な判断力、決断力、交渉力、危機管理能力の育成や、管理職を補佐する首席等の職位の専門性を高めることに加え、校内の教育活動の中核を担うミドル・リーダー層の育成が重要です。特定分野において専門性を追求する教職員、広い知見を有し汎用的に対応できる教職員等、多様な人材の育成が必要です。

【本市の経験年数別教職員数（令和元年度）】



取 組

令和２年度（2020年度）からの中核市移行に伴い、原則として市が主体となり、すべての教職員、学校管理職がキャリアステージに応じた資質・能力を身につけることができるよう支援します。

1 教育課題、教科指導と本市の教育施策に対応した研修プログラムの実施

（１）普遍的教育課題

人権教育、児童・生徒理解、特別支援教育、生徒指導、いじめの防止、教職員の不祥事防止等、学校教育における普遍的課題をテーマとする研修を実施します。

（２）今日的教育課題

- ・教育活動の質を向上させ、学習効果の向上を図るための学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立を支援する研修を実施します。
- ・小中一貫教育や外国語活動、英語教育の充実等、本市の教育施策の実現に向けた研修を実施します。
- ・教職員や学校が求める課題の解決に対応した研修を実施します。

（３）教科等指導研修

新学習指導要領が求める、児童・生徒の資質・能力を育成するための主体的・対話的で深い学びの視点を重視した授業づくり・授業改善研修を実施します。

2 教職員の IT リテラシーの向上と ICT を活用した教育の推進

（１）児童・生徒とかかわる時間を確保するとともに校務事務の効率化による勤務時間の適正化を推進するため、ICT^{*}の活用力を向上させるための研修を実施します。

（２）児童・生徒が適切に情報を引き出し、整理・活用できる能力を育成するための ICT を活用した授業づくりや情報モラル及び情報セキュリティについての研修を実施します。プログラミング的思考を育成するためのプログラミング教育^{*}の研修を実施します。

3 教職員のキャリアステージに応じた本市独自の研修プログラムの実施

（１）経験年数の少ない教職員の育成

教職員として必要な資質・能力の基盤となる、授業づくり、児童・生徒理解、セルフマネジメント、人権教育、特別支援教育を研修内容項目の柱においた研修を実施するとともに、各学校の育成体制と連携しながら次代を担う教職員を育成します。

（２）ミドル・リーダーの育成

経験年数５年目以上を対象として、自身の資質・能力の向上に加え、組織づくりや育成・支援等の研修を実施し、各学校の教育活動の中核を担う資質・能力を有する教職員を育成します。

（３）学校管理体制の強化

校長をはじめとした、学校の管理運営、教職員育成、カリキュラムの実施の中心となる教職員については、取組の課題分析、体制の見直しと強化、危機管理や不祥事防止等に資する研修を実施します。

（４）職能別の専門性の向上

学校教育を支える多様な職種に対応した研修を実施し、専門性を向上させます。

4 校内研修の充実

（１）校内研修及び中学校ブロック^{*}研修

学校やブロックの状況等に応じて課題を設定し、年間計画に基づき実効性のある研修を実施します。

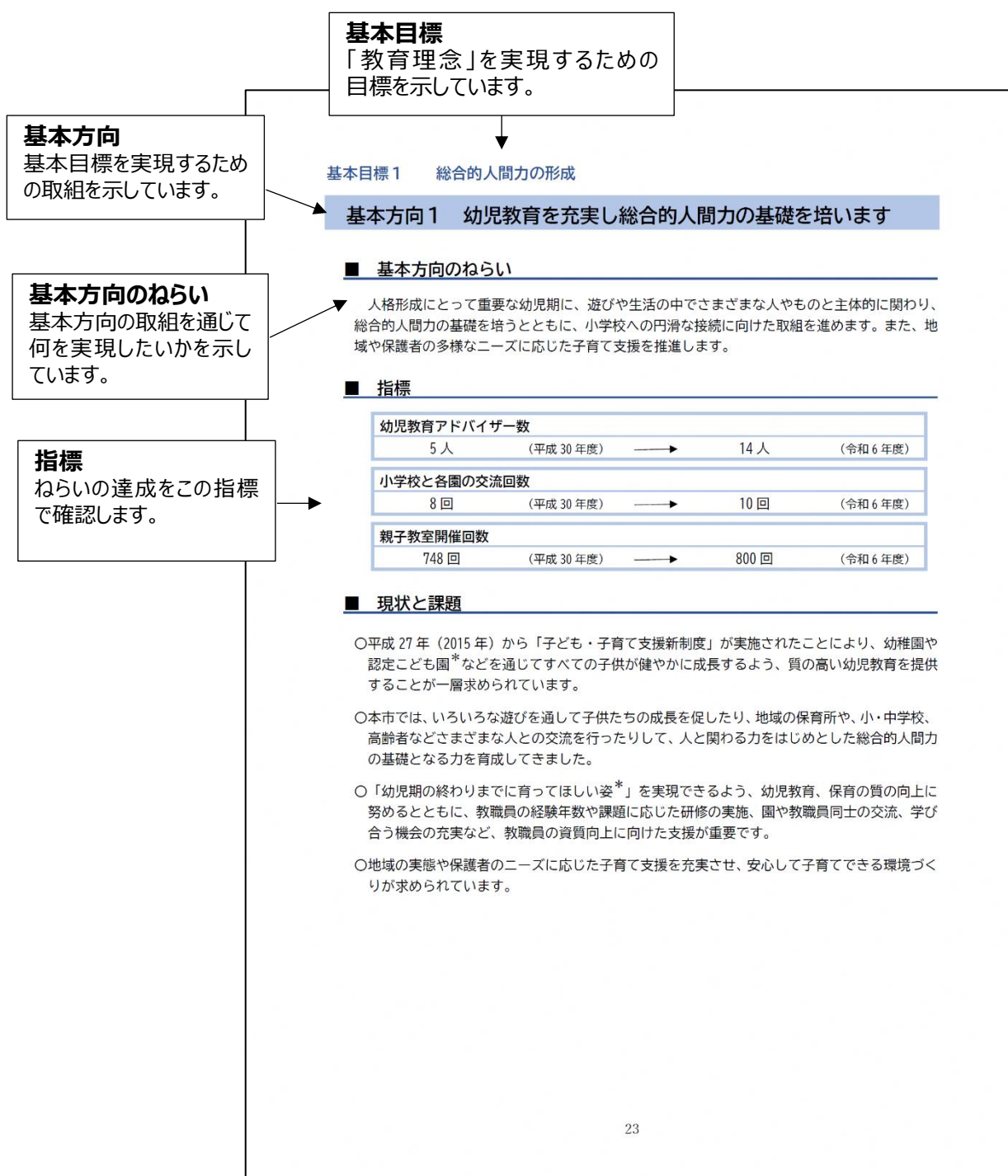
（２）OJT による資質向上

日常の教育活動や校務分掌等の業務を通じ、意図的、計画的、継続的に教職員を育成します。

VII 基本計画

■ 基本計画の見方

3つの基本目標を実現するために7の基本方向と28の施策からなる基本計画を策定しました。基本方向ごとに、「ねらい」「指標」「現状と課題」を明らかにした上で、今後取り組むべき施策の内容などについて記載しています。



施策

基本方向の実現に向け、取り組む具体的な施策を示しています。

施策名

各施策の名称を示しています。

■ 施策

➤ 施策1 質の高い幼児教育の提供

子供たちが園生活に主体的に関われるよう、教育的意図をもった働きかけを行うとともに、地域の小学校・保育所をはじめさまざまな人との交流により人と関わる力を育み、一人ひとりの発達に応じた質の高い教育・保育の実践を進めます。

研修の企画や経験の少ない教職員の指導・助言を行う幼児教育アドバイザーを育成し、の人材育成力の向上に努めます。

幼稚園教育要領及び「吹田市立幼稚園・こども園教育課程の編成の基準」に沿った教育が行えるよう教職員研修を実施するとともに、その成果を発信することで、各国の教育力を育成します。

➤ 施策2 小学校との円滑な接続を重視した教育内容の充実

子供の発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教諭との合同研修や意見交換を行うことで「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有します。また、小学校との継続的な交流を通し小学校への円滑な接続に努めます。

配慮を要する子供の就学については、関係機関と連携しながら、「個別的教育支援計画^{*}」作成や就学先への丁寧な引継ぎを行うことにより小学校への円滑な移行に努めます。

➤ 施策3 多様なニーズに応じた子育て支援の推進

多様な保護者ニーズに応じるために、在園児を対象とした一時預かり保育の実施や、入園前の子供やその保護者を対象とした園庭開放や子育て相談、親子教室等を実施し、保護者の不安や悩みの軽減につながるよう家庭教育の支援を行い、安心して子育てができる環境づくりを進めます。

施策の内容

「現状と課題」を踏まえて、施策の主な目的や方向性を示しています。

基本方向 1 幼児教育を充実し総合的人間力の基礎を培います

■ 基本方向のねらい

人格形成にとって重要な幼児期に、遊びや生活の中でさまざまな人やものと主体的に関わり、総合的人間力の基礎を培うとともに、小学校への円滑な接続に向けた取組を進めます。また、地域や保護者の多様なニーズに応じた子育て支援を推進します。

■ 指標

幼児教育アドバイザー数			
5 人	(平成 30 年度)	→	14 人 (令和 6 年度)
小学校と各園の交流回数			
8 回	(平成 30 年度)	→	10 回 (令和 6 年度)
親子教室開催回数			
748 回	(平成 30 年度)	→	800 回 (令和 6 年度)

■ 現状と課題

- 平成 27 年（2015 年）から「子ども・子育て支援新制度」が実施されたことにより、幼稚園や認定こども園^{*}などを通じてすべての子供が健やかに成長するよう、質の高い幼児教育を提供することが一層求められています。
- 本市では、いろいろな遊びを通して子供たちの成長を促したり、地域の保育所や、小・中学校、高齢者などさまざまな人との交流を行ったりして、人と関わる力をはじめとした総合的人間力の基礎となる力を育成してきました。
- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿^{*}」を実現できるよう、幼児教育、保育の質の向上に努めるとともに、教職員の経験年数や課題に応じた研修の実施、園や教職員同士の交流、学ぶ機会^{*}の充実など、教職員の資質向上に向けた支援が重要です。
- 地域の実態や保護者のニーズに応じた子育て支援を充実させ、安心して子育てできる環境づくりが求められています。

■ 施策

➤ 施策1 質の高い幼児教育の提供

子供たちが園生活に主体的に関われるよう、教育的意図をもった働きかけを行うとともに、地域の小学校・保育所をはじめさまざまな人との交流により人と関わる力を育み、一人ひとりの発達に応じた質の高い教育・保育の実践を進めます。

研修の企画や経験の少ない教職員の指導・助言を行う幼児教育アドバイザーを育成し、園内の人材育成力の向上に努めます。

幼稚園教育要領及び「吹田市立幼稚園・こども園教育課程の編成の基準」に沿った教育・保育が行えるよう教職員研修を実施するとともに、その成果を発信することで、各園の教育実践力を育成します。

➤ 施策2 小学校との円滑な接続を重視した教育内容の充実

子供の発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教諭との合同研修や意見交換を行うことで「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有します。また、小学校との継続的な交流を通し小学校への円滑な接続に努めます。

配慮を要する子供の就学については、関係機関と連携しながら、「個別の教育支援計画^{*}」作成や就学先への丁寧な引継ぎを行うことにより小学校への円滑な移行に努めます。

➤ 施策3 多様なニーズに応じた子育て支援の推進

多様な保護者ニーズに応じるために、在園児を対象とした一時預かり保育の実施や、入園前の子供やその保護者を対象とした園庭開放や子育て相談、親子教室等を実施し、保護者の不安や悩みの軽減につながるよう家庭教育の支援を行い、安心して子育てができる環境づくりを進めます。

基本方向 2 小中一貫教育を通して総合的人間力を育成します

基本方向のねらい

小中一貫教育を基盤とし、就学前から義務教育までを一体と捉え、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」とともに新しい時代に必要とされる資質や能力を含めた総合的人間力を育成します。また、すべての子供が安心して学べる支援や地域との連携を生かした教育活動を推進します。

指標

家で自分で計画を立てて勉強している小・中学生の割合を増やし、全国水準の達成をめざします

【出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」】

(参考値)	小学校 65.8%	(-5.7 ポイント) ^(注)	(令和元年度)
	中学校 49.6%	(-0.8 ポイント)	(令和元年度)

学校へ行くのが楽しいと感じる小・中学生の割合を増やします

【出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」】

(参考値)	小学校 86.2%	(+0.4 ポイント)	(令和元年度)
	中学校 82.2%	(+0.3 ポイント)	(令和元年度)

全国学力・学習状況調査の教科別正答率の上昇をめざします

【出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」】

(参考値)	小学校 (国語) 68.0%	(+4.2 ポイント)	(令和元年度)
	(算数) 73.0%	(+6.4 ポイント)	(令和元年度)
	中学校 (国語) 76.0%	(+3.2 ポイント)	(令和元年度)
	(数学) 66.0%	(+6.2 ポイント)	(令和元年度)
	(英語) 62.0%	(+6.0 ポイント)	(令和元年度)

自分にはよいところがあると答えた小・中学生の割合を増やします

【出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」】

(参考値)	小学校 83.1%	(+1.9 ポイント)	(令和元年度)
	中学校 73.1%	(-1.0 ポイント)	(令和元年度)

全国体力・運動能力・運動習慣等調査の体力合計点を上昇させ、全国水準の達成をめざします

(全国値を 50 としたときの数値) 【出典：文部科学省「全国体力・運動能力・運動習慣等調査」】

(参考値)	小学校 (男子)	48.5	(-1.5)	(平成 30 年度)
	(女子)	47.5	(-2.5)	(平成 30 年度)
	中学校 (男子)	48.5	(-1.5)	(平成 30 年度)
	(女子)	49.5	(-0.5)	(平成 30 年度)

特別な支援を必要とする子供の「個別の指導計画」の作成率

支援学級	100%	(平成 30 年度)	→	100%	(令和 6 年度)
通常学級	50.2%	(平成 30 年度)		100%	(令和 6 年度)

(注) () 内のポイントの値は全国平均との差を表示しています。

■ 現状と課題

- 平成 26 年度（2014 年度）からスタートした「小中一貫教育実施プランⅡ^{*}」に基づき、すべての中学校ブロック^{*}において小中一貫教育カリキュラム^{*}を作成するとともに、特色ある取組の推進を行ってきました。令和 2 年度（2020 年度）から新学習指導要領が全面実施となる中、後継プランである「小中一貫教育最適化プラン^{*}」に基づき、これまで培ってきた各中学校ブロックの特色ある取組の継続とともに新学習指導要領への対応が必要です。
- 新学習指導要領の趣旨を踏まえ、効果的なカリキュラム・マネジメントによる適正な教育課程の実施、育てたい資質・能力の明確化を図る学校体制の構築が求められています。
- すべての教育活動を人権尊重の視点に立って進めるとともに、道徳の時間と各教科を関連づけるなど児童・生徒の豊かな心の育成を図る必要があります。また、いじめ・問題行動の未然防止や不登校、虐待等へのきめ細やかな対応に努める必要があります。
- 全国学力・学習状況調査では、小・中学校、どの教科においても正答率が全国平均を上回っています。一方で「将来の夢や目標を持つこと」、「主体的に学習の計画を立てること」、等に課題が見られます。小中一貫教育やキャリア教育の視点として、自ら目標を持ち、主体的に進路を選択決定する力や態度を育む取組が必要です。
- 全国体力・運動能力、運動習慣等調査では、握力、反復横跳び、50 メートル走等 8 種目の平均値が小・中学校男女とも全国平均を下回っています。運動能力の向上策を講じるとともに、学力や体力と相関関係のある生活習慣の改善にも取り組む必要があります。
- 教育課程特例校制度により、平成 29 年度（2017 年度）からすべての小学校で 1 年生からの外国語活動に取り組み、英語専科の教員や英語指導助手（AET）の活用、本市独自の英語コミュニケーション体験事業を通じ英語教育の充実を図ってきました。多様な課題に柔軟に対応できるよう、英語教育、プログラミング教育をはじめとし、体験活動や部活動も含めた幅広い教育活動の推進が必要です。
- 入学直後の小学校生活を円滑にするため、幼稚園等から引き継ぐ視点として「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有し、幼児期の教育と小学校の教育を連続性・一貫性のあるものとしていくことが必要です。
- すべての支援学級在籍児童・生徒について、「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画^{*}」を作成し、個に応じた特別支援教育に努めています。支援学級に在籍しているか否かに関わらず、特別支援教育へのニーズが増大しており、就学前との連携や早期の対応、支援体制が重要となります。
- 各学校はこれまで「学校評議員制度」や「地域学校協働本部」などの家庭・地域の支援のもと、連携・協力して教育活動を推進してきました。今後、これらの取組を充実・発展させ、持続可能な学校運営の仕組みづくりを検討するにあたっては、学校運営協議会制度（コミュニティスクール）の設置など国や府の動向を注視しつつ、地域とともにある学校づくりの推進が必要です。

■ 施策

➤ 施策4 小中一貫教育の充実

義務教育9年間を一体的にとらえ、小・中学校緊密な連携のもと一貫性・継続性のある学習指導や生徒指導を行います。

「小中一貫教育最適化プラン」に基づき、各中学校ブロックにおいて、小・中学校共通の教育目標である「めざす子ども像^{*}」を設定し、その実現に向け、新学習指導要領がめざす学力の向上、各ブロックの特色に応じた取組を推進します。

➤ 施策5 確かな学力の育成

変化の激しい社会において、さまざまな課題に対応できるよう、新学習指導要領がめざす「知識・技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」を育みます。

各教科、領域を横断した言語活動の充実をもとに、児童・生徒が主体的・対話的で深い学びを得られる授業づくりに取り組むとともに、習熟度別少人数指導など個に応じたきめ細やかな指導を図ります。

また、全国学力・学習状況調査の結果から、教育施策の成果と課題を検証し、各学校の課題解決に向けた支援を行うことにより、確かな学力の育成を図ります。

➤ 施策6 豊かな心の育成と人権教育の推進

多面的・多角的に考え、議論する「道徳科」の授業を道徳教育の要とし、学校における教育活動全体を通して、豊かな心を育みます。

「人権教育を推進するための指針」を踏まえ、さまざまな学習の機会を充実させることで、人権尊重の視点に立った教育活動を推進します。

これらの取組により、いじめを許さない態度、生命を尊重する姿勢等、人権感覚豊かな人間性を培います。

➤ 施策7 健康・体力づくりの推進

学校・地域・家庭・医療機関などが連携を深め、学校保健を充実させることで、子供の健康に対する意識を高めるとともに、生活習慣の改善など健康の保持増進に努めます。

学校給食については、栄養バランスのとれた安心・安全な給食を提供するとともに、今後のあり方を検討し、食育^{*}の充実を図ります。

体力・運動能力の向上については、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」等の結果から、児童・生徒の現状と課題を把握し、より効果的な取組、運動機会の確保を推進します。

➤ 施策8 多様な課題に対応する力の育成

グローバル化、情報化の進展に対応できるよう、小・中学校9年間を見通した英語教育、ICT教育、プログラミング教育の充実に努めます。

また、キャリア教育、福祉教育、環境教育、防災教育など幅広い教育活動を推進します。

これらの教育活動に加え、部活動、体験学習等多様な経験・体験を通して、さまざまな課題に柔軟に対応する力の育成に努めます。

➤ 施策９ 生徒指導の充実

いじめ、暴力行為等の問題行動や不登校、児童虐待等課題の対応にあたっては、組織的な生徒指導体制のもと、日常的に子供理解や情報共有に努めるとともに、関係機関との連携を図る必要があります。

また、不登校の子供を対象に、校内適応指導教室、教育センターでは「光の森」活動*・「学びの森」活動*・家庭訪問活動*を、さらに外部機関の活用も含め、多様な学びの提供に努め、個に応じた支援を進めます。

➤ 施策１０ 特別支援教育の充実

「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成・活用により、配慮を要する子供の教育的ニーズに応じた教育課程を編成し、実施します。

また、教育活動への校園内支援体制や環境調整、教職員の研修の充実により、すべての子供が「ともに学び、ともに育つ」教育をさらに推進します。

➤ 施策１１ 地域と連携した学校教育の推進

学習教材や学習の場を広く地域に求め、地域資源を活用した特色ある教育活動を推進します。地域人材や学生ボランティアの活用や、学校と図書館、博物館等との連携などにより、地域に学ぶ教育、多様な学びの充実を図ります。

基本方向3 生涯を通じて豊かな学びを提供します

基本方向のねらい

すべての市民が豊かで生きがいのある生活を送ることができるよう、幅広い学習の場を提供し、いつでもどこでも学べる環境づくりを進めます。また、図書館、博物館等の施設の活用により、生涯を通じて市民の多様な興味・関心に応じた学びを提供します。

指標

市民大学* 講座の年間受講者数			
1,873 人	(平成 30 年度)	→	3,000 人 (令和 6 年度)
地区公民館の年間利用者数			
42.4 万人	(平成 30 年度)	→	46.5 万人 (令和 6 年度)
図書館の年間入館者数			
186.8 万人	(平成 30 年度)	→	203.0 万人 (令和 6 年度)
博物館の年間入館者数等			
3.2 万人	(平成 30 年度)	→	3.5 万人 (令和 6 年度)

現状と課題

○本市では、「第3次吹田市生涯学習（楽習）推進計画*」に基づき、暮らしを豊かにする学習や社会が直面する課題解決のための学習など「いつでも、どこでも、だれでも」生涯学習活動に取り組める環境を整えています。市民の生涯にわたる豊かな学びをより一層実現できるように、市民の多様なニーズに応じた生涯学習活動の充実やICTの利活用による学習環境の整備を図る必要があります。

○社会の急激な変化に対応できるよう、現代的課題をテーマとした講座の提供に努めています。地域の形成者として必要な能力を育み、地域の課題解決を主体的に担う力を身につけるための教育の推進が求められます。生涯学習の場の提供に加え、生涯学習の成果を地域に還元できる仕組みづくりも重要です。

○図書館では、市民の多様な興味・関心に応じた幅広い内容の講演会や講座の提供を進めました。学校図書館との連携を強化し、子供の読書活動、言語活動の充実に向けた取組を進める必要があります。

○文化財保護課では、各種文化財の調査を実施し、調査報告書を作成・発行することに加え、指定等文化財の保存・活用に努め、文化財保護への啓発を行ってきました。
また、博物館では地域の歴史資料等の収集や調査研究を基に、企画展などの充実に努めるとともに、学校や図書館、公民館などと連携した取組を進めてきました。引き続き、文化財や歴史資料を通して、市民の多様な生涯学習を支援することが求められています。

今後は、文化財保護と博物館に関する普及啓発を一層進め、地域文化の醸成につなげる必要があります。

■ 施策

➤ 施策１２ 生涯学習プログラムの充実

「第３次生涯学習（楽習）推進計画」に基づき、市民の生涯にわたる学びを支援します。趣味・教養に関する内容や現代的課題をテーマとした講座など、公民館や市内大学との連携を生かし、市民のニーズに応じた学習内容の充実を図ることで、満足度の高い生涯学習の提供を推進します。

また、生涯学習講座の動画配信など、いつでもどこでも学べる環境の整備を進めます。

➤ 施策１３ 図書館を通じた豊かな学びの場の提供

図書館では、生涯にわたりさまざまな興味・関心を持つ市民の知的好奇心を充足させるとともに、課題解決を支援することをめざします。多岐にわたる主題の資料を収集・保存し、市民に提供します。また、幅広いテーマの講座や講演会に加え、年齢や興味・関心に応じた行事を実施することで、図書館を通じた豊かな学びの提供に努めます。

また、学校図書館との連携を強化し、調べ学習などで必要とする図書の貸出や学校図書館に配置されている読書活動支援者へのサポートプログラムの実施等により学校図書館を支援します。

➤ 施策１４ 文化財を通じた豊かな学びの場の提供

文化財調査で得られた成果を活かし、旧西尾家住宅・旧中西家住宅などの文化財の保存・活用を進めるとともに、さまざまな催事を企画・実施し、文化財を通じた豊かな学びの場を提供します。

また、子供から大人まで多くの市民が文化財へ関心を持ち、地域の文化に対する理解を深めることができるよう、公民館や図書館と連携した講座や講演会、体験学習など幅広い行事の充実を図ります。

基本方向4 地域全体で教育力の向上を図ります

基本方向のねらい

家庭、地域、学校がさまざまな課題を共有し、連携を深めることにより、地域全体で教育力の向上を図ります。青少年に向けた、多様な体験や学習の場、仲間づくりの場の提供を通して、その健やかな成長を支えます。

指標

青少年指導者講習会の年間受講者数			
244 人	(平成 30 年度)	→	280 人 (令和 6 年度)
青少年施設主催イベント・講座などの年間参加者数			
15.6 万人	(平成 30 年度)	→	17.3 万人 (令和 6 年度)
青少年相談の新規相談件数			
222 件	(平成 30 年度)	→	260 件 (令和 6 年度)
太陽の広場などの年間参加者数			
18.3 万人	(平成 30 年度)	→	21.5 万人 (令和 6 年度)
留守家庭児童育成室の受入児童数			
3,243 人	(平成 30 年度)	→	5,137 人 (令和 6 年度)

現状と課題

○地域社会とのつながりや人間関係が希薄になり、家庭や地域での教育力の低下が懸念されている中で、本市では青少年の健やかな成長を支えるため、地域の方々の協力を得ながら、青少年の見守り活動や安心・安全な居場所の提供を進めています。

今後も、「地域の子供は地域が守り育てる」意識を醸成するため、青少年を取り巻く課題等についての啓発や指導者養成のための支援に取り組む必要があります。

○青少年施設や青少年関係団体が、次代を担う青少年の成長に不可欠な自然体験、生活文化体験、社会体験などのさまざまな体験活動や人との交流の場の提供に努めています。今後も、青少年の活動の活性化を図り、多様な活動・体験を通じて、豊かな人間性や社会性、自立性を育むことができる環境づくりを進める必要があります。

○ひきこもりやニート、不登校、虐待など困難を有する青少年やその家族の孤立を防ぐため、窓口での相談に加え、訪問相談も実施するなど相談体制の充実を図り、セーフティネットを拡充する必要があります。

○本市では、国の「新・放課後子ども総合プラン」がめざす「こどもプラザ事業^{*}」と「留守家庭児童育成室」の一体型として、両事業が連携し放課後の児童の居場所の充実を図っています。引き続き、共働き家庭の児童も含め、放課後の子供たちが安心して過ごすことができる居場所

の提供に取り組む必要があります。

留守家庭児童育成室については、住宅開発や共働き家庭の増加に伴い、入室希望児童数が増加しており、児童推計等により保育提供体制の確保に努めることが求められています。

■ 施策

➤ 施策１５ 地域全体での青少年育成活動の推進

自然体験をはじめとする多様な体験や学習の機会、さまざまな人との交流の機会を提供し、青少年の主体的な取組を支援することで豊かな人間性や社会性を育むとともに、見守り活動を通して非行の防止に取り組み、青少年の健全育成を地域全体で支えます。

また、青少年育成団体やその指導者を育成・支援することにより、地域における青少年育成活動の活性化を図ります。

➤ 施策１６ 青少年の仲間づくり・居場所づくりの推進

青少年が活動できる場や仲間づくりができる機会を提供し、さまざまな経験を通して成長できるよう支援を行います。また、ニーズに応じたイベントの開催や市内の施設との連携などにより活動内容の充実を図るとともに SNS 等を活用した情報発信の強化を行います。

➤ 施策１７ 青少年相談の充実

ひきこもり、ニート、不登校、虐待など、青少年が抱える問題が深刻化、複雑化する中で、社会とのつながりが希薄になった青少年やその家族が孤立することのないよう、ワンストップの総合相談センターとしていつでも相談できる体制の充実を図ります。訪問相談による支援にも力を入れることで、セーフティネットの拡充を図り、青少年の課題に幅広く対応していきます。また、子ども・若者支援地域協議会を充実させ、支援機関同士の連携の一層の強化を図ります。

➤ 施策１８ 放課後の居場所づくりの充実

国の「新・放課後子ども総合プラン」がめざす「こどもプラザ事業」と「留守家庭児童育成室」の一体型として、両事業が連携し放課後の子供たちが安心して過ごすことができる居場所の提供に取り組めます。「こどもプラザ事業」として、地域の方々の協力を得ながら「太陽の広場」を実施し、市民主体の協働による継続的な実施を進めるとともに、地域の実情に合わせて回数の増加や活動プログラムの開催等全市的な拡充を進めます。「留守家庭児童育成室事業」では、近年のニーズの高まりから、入室希望児童が増大していますが、待機児童を生じさせないよう保育の提供体制の確保に努めます。

基本方向5 安心・安全で豊かな学校・園の教育環境を整備します

■ 基本方向のねらい

安全で快適に過ごせる学校・園施設の整備を計画的に進めるとともに、学校・園生活における子供の安全を確保します。また、情報教育環境の整備などにより、より豊かな教育環境となるよう整備を進めます。

■ 指標

小・中学校の校舎大規模改造工事の計画達成率			
31.9%	(平成30年度)	→	94.7% (令和6年度)
小・中学校の特別教室等の空調設備整備計画達成率			
24.5%	(平成30年度)	→	100% (令和3年度)
ICTを活用して授業及び校務を行う教職員の割合			
16.2%	(平成30年度)	→	100% (令和4年度)

■ 現状と課題

- 平成27年度(2015年度)にすべての学校の耐震化が、平成28年度(2016年度)に普通教室への空調設置が完了しました。現在、校舎・屋内運動場の大規模改造工事、トイレのリニューアル工事を年次的に進めています。引き続き、大規模改造工事及び特別教室等への空調設備の整備を進める必要があります。
- 住宅開発の影響により児童・生徒数の局所的な増加傾向が生じ、複数の学校で教室の不足が想定されています。児童・生徒数推計により、事前に必要な教室数の確保に努め、教育環境の維持を図る必要があります。
- 小学校の校門、幼稚園及び認定こども園の園門に警備員等を配置し、不審者の侵入防止に努めています。引き続き学校・園生活の安全確保に努めるとともに地域の協力を得ながら、登下校時の見守りを強化するなど学校外での安全確保に向けた取組を行うことが必要です。
- ICTを活用した校務の効率化や授業改善を図るため、平成29年度(2017年度)に校務支援システムを導入するとともに、教職員に一人1台相当のパソコンを配備しました。教職員のITリテラシーの向上が求められます。
- 平成29年度(2017年度)から読書活動支援者を小学校は専任配置、中学校は2校兼務配置とし、学校図書館の利活用を促進しています。読書離れが進む中、さらなる読書活動の推進が必要です。

■ 施策

➤ 施策１９ 学校・園施設の整備

児童・生徒がより安全で快適な教育環境のもと学習できるよう、老朽化した校舎の大規模改修工事や特別教室等の空調設備整備など、学校・園施設の整備を計画的に推進します。

➤ 施策２０ 安心・安全の確保

学校安全計画^{*}のもと、交通安全、生活安全、災害安全の観点から学校安全に関する取組を推進します。

校園門への警備員等の配置により、学校・園生活の安全を確保します。

登下校時の安全対策として「こども 110 番の家^{*}」運動や地域での見守り、通学路の見直しなど、保護者、地域、関係機関と連携し推進します。

➤ 施策２１ 情報教育等の教育環境の整備

情報教育環境の整備を進め、情報教育への対応や ICT 機器等を活用した授業内容の充実を図ります。また、読書活動支援者やボランティア等の活用による読書活動の推進など、子供の豊かな学びを実現するための環境整備を進めます。

その他、社会環境の変化やニーズに対応した教育の提供に向け、国で掲げられている GIGA スクール構想^{*}を踏まえ、ICT 環境の整備をはじめ、必要な教育環境の整備に取り組むことで、充実した教育環境を実現します。

➤ 施策２２ 過大校等の教育環境の整備

児童・生徒数の増加の要因である住宅開発の状況を速やかに把握し、適正な対応が取れる体制づくりを行います。また、児童・生徒数の増加や教室不足に対する今後の対策のあり方について検討を進め、より良い教育環境の整備に努めます。

さらに、一部では全学年が単学級となることが見込まれる学校もあります。今後の各地域における児童・生徒数の増減を見据え、教育環境の充実を図るために、校区のあり方などについて検討します。

基本方向6 信頼と責任のある学校・園づくりを進めます

■ 基本方向のねらい

すべての子供が安心して教育を受けることができるよう、子供や家庭のニーズに応じたきめ細やかな支援の充実を図ります。また、教職員の資質向上や子供と向き合う時間の確保に努めるとともに、学校・園や教育委員会の活動について積極的に発信し、保護者や地域に信頼される学校・園づくりを進めます。

■ 指標

不登校児童・生徒数の割合の減少をめざします				
(参考)	小学校	0.7%	(±0ポイント) ^(注)	(平成30年度)
	中学校	3.2%	(-0.4ポイント)	(平成30年度)
スクールソーシャルワーカーの支援により課題が解決もしくは好転した児童・生徒の割合				
小学校	65.5%	(平成30年度)	→	100% (令和6年度)
中学校	76.9%	(平成30年度)	→	100% (令和6年度)
教職員研修受講者の「職務上生かせるか」に対する肯定的回答率				
	97.3%	(平成30年度)	→	100% (令和6年度)

■ 現状と課題

- 家庭の経済的事情により教育の機会が阻まれることのないよう必要な支援を行うとともに、制度の周知を図ることが必要です。
- 日本語指導などを必要とする外国にルーツをもつ子供が増えており、通訳の派遣等を行うなど必要な支援の提供に努めています。一人ひとりのニーズに応じた支援が必要です。
- 学校が抱える課題が複雑化・困難化し、質的にも量的にも教職員だけで対応することが難しくなっています。そのため、専門家など多様な人材と連携・協働し、チームとして課題解決に取り組む体制の整備が重要です。
- 経験年数が10年以下の教職員が5割を超えているなか、教職員の育成とともに、新学習指導要領がめざす授業改善に対応するため、教職員研修のさらなる充実が求められます。
- 教職員の勤務時間の長時間化が問題となっています。教職員の働き方を見直し、子供に向き合う時間を十分に確保できるよう教職員の働き方改革を進める必要があります。

^(注) () 内のポイントの値は全国平均との差を表示しています。

■ 施策

➤ 施策２３ すべての子供の学ぶ権利の確保

経済的な援助が必要な家庭には、教育費の負担軽減や奨学金制度の周知を図ることで、就学（修学）や進路選択について支援します。

また、外国にルーツを持つ子供に対しては、通訳者の派遣等により、個に応じた日本語指導とともに学校環境への適応や教育活動へのスムーズな参加につなげます。

➤ 施策２４ 学校・園運営体制の確立

課題が複雑・困難化する学校・園において、組織としてさまざまな課題解決が図られるよう、多様な専門性を有する人材が学校運営に参画することにより、「チームとしての学校」を確立します。

いじめや問題行動、虐待への対応として、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、学校問題解決支援員、いじめ対応支援員等、専門家と連携することで、組織的な指導体制を整備します。また、教育相談機能として、教育センターでの来所相談、電話相談、小・中学校への教育相談員、スクールカウンセラーの派遣により適切な支援を実施します。

小学校においては学習や生活を支援するスターターの配置や小規模校への教員の加配を行い、課題の早期発見、早期対応につなげます。

➤ 施策２５ 教職員の資質能力の向上

新学習指導要領に照らした授業改善を行うため、教職員への指導、助言、教育資料の提供に努めます。教職員の専門性や本市の教育課題に応じた研修を実施することで、各学校・園における教育力の向上を支援します。

また、「教職員の評価・育成システム^{*}」の活用等により、教職員の意欲・資質能力の向上と学校の活性化に努め、人事管理の適正化を図ります。

➤ 施策２６ 教職員の働き方改革の推進

「教職員の勤務時間適正化対策プランⅡ」に基づき、学校や教職員が行う業務を精査し、適正化を図るとともに、ICTの活用等により業務の効率化を推進します。勤務実態を把握しマネジメントを行うことで働き方の意識改革につなげます。また、多様な人的支援等、組織体制の強化によりチームとして対応を行い、教職員の業務量の削減を図ります。

➤ 施策２７ 開かれた教育行政の推進

教育委員会の取組や活動状況等、さまざまな教育情報の発信に努めるとともに、教育施策の点検・評価^{*}の実施及びその公表等により、効果的な教育行政を推進します。

総合教育会議では、市長と教育委員会が本市の教育の大きな方向性や重要な教育課題、緊急の問題などについて協議・調整を行い、相互に連携することで、教育行政の推進を図ります。

基本方向7 安全で機能的な社会教育施設の整備を進めます

■ 基本方向のねらい

公民館・図書館・博物館・青少年施設をはじめとした社会教育施設の整備や充実を図ります。また、高齢者・障がい者の利便性に配慮した整備や施設の老朽化対策、文化財の修繕を進めます。

■ 指標

公民館の大規模改修件数

1 館 (平成 30 年度) → 毎年度 1 館ずつ改修

■ 現状と課題

- 生涯を通じて豊かな学びの環境を提供するためには、社会教育施設が安全で機能的、かつ市民が利用しやすい状態である必要があります。
- 地区公民館については、老朽化した建物の改修工事や移転建替工事を進めています。特に、狭い公民館の解消及び未改修の公民館の大規模改修を計画的に進めることが必要です。
- 市内の図書館利用不便地域の解消につながることを期待されている健都ライブラリー^{*}について、開館に向けた準備が進んでいます。引き続き、施設の整備に加え、老朽化しつつある施設の改修を進めることが必要です。また、北摂7市3町間で協定を締結し、北摂7市3町のどの図書館からでも貸出ができる広域利用を進めています。
- 自然の家をはじめとする青少年施設などにおいても、空調設備の整備や外壁改修工事など、利用者が安心・安全に利用できるよう整備に努めています。引き続き、老朽化しつつある施設の改修を市民ニーズに合わせて進めることが必要です。
- 重要文化財旧西尾家住宅などについては、耐震対策を含めた大規模修繕工事を計画しています。長期的な計画のもと、貴重な文化財の保存を進めることが必要です。

■ 施策

➤ 施策28 社会教育施設の整備

老朽化した施設の整備や更新を行うことにより生涯学習環境の充実を図り、住民の生涯学習活動を支援します。

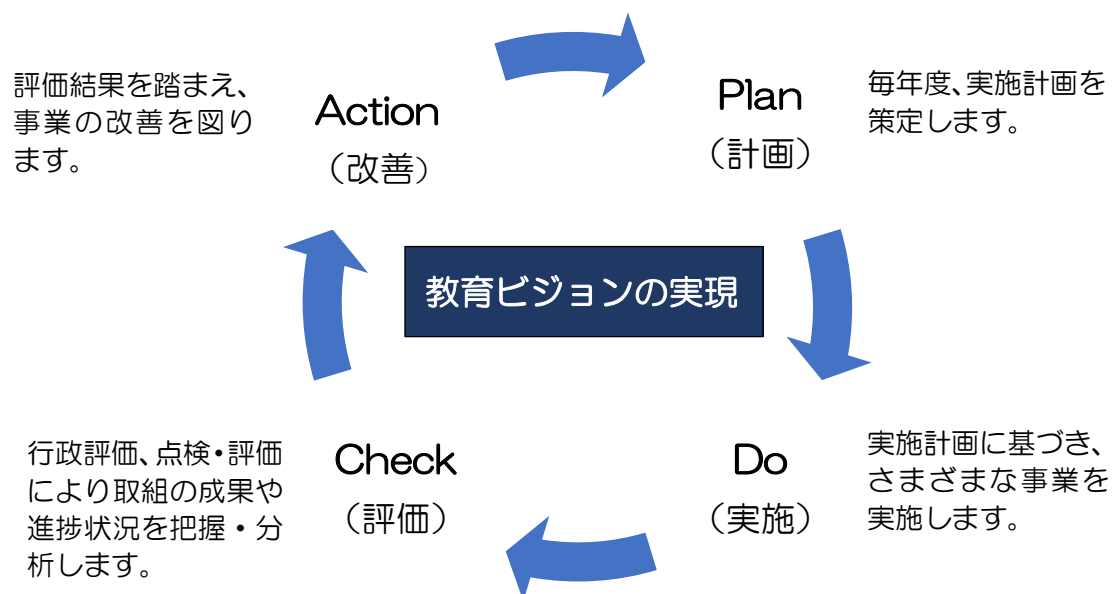
また、旧西尾家住宅など貴重な文化財を大規模災害による損害から防ぎ、これからも将来にわたって長く保存していくために、耐震改修や修理を進めていきます。

VIII 計画の推進

1 進行管理

本計画で示す重点課題と基本方向は、毎年度、具体的な事業を盛り込んだ実施計画を策定し、個別の事業によって実施します。また、実施した事業の成果や進捗状況は、市が実施する行政評価、教育委員会が本計画で設定した指標に基づき実施する点検・評価により把握・分析し、その評価結果を実施計画の策定に生かすことで、取組の改善や成果の向上を図ります。教育委員会が実施する点検・評価結果は「教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書」として作成し、市議会へ報告するとともに公表します。

Plan（計画）－ Do（実施）－ Check（評価）－ Action（改善）のサイクル（PDCA サイクル）を活用し、継続的な見直しを行うことにより、効果的・効率的に取組を推進し、教育ビジョンの実現を図ります。



■ ア行

【ICT】(P20)

情報 (Information) や通信 (Communication) に関する技術 (Technology) の総称。

【IoT】(P2)

Internet of Things の略。モノのインターネット。従来のパソコンやスマートフォンなどの通信機器だけでなく、世の中に存在するさまざまなモノにインターネット通信機能をもたせることによって、インターネット経由で情報のやりとりを行い、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

【いじめ・不登校・虐待防止対策委員会】(P16)

いじめ・不登校・虐待という人権や教育の根幹にかかわる重大な問題に対応する施策を検討し、推進するため、本市教育委員会事務局に設置している委員会。構成員は教育委員会事務局、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、学校問題解決支援員、いじめ対応支援員等。いじめ・不登校・虐待に関する情報共有を図り、課題解決に向けた具体的方策等について検討します。

【いじめ対応支援員】(P10)

いじめが疑われる事案が発生したときに、その対応などにおいて校長をサポートする役割を担います。学校内のいじめに対応する委員会への参画、保護者対応、研修会の講師等を行い、いじめの早期発見や対応を支援します。校長 OB などが務めます。

【いじめ対応専任相談員】(P10)

本市では、臨床心理士の資格を持ついじめに特化した相談員を配置し、いじめの早期発見・早期対応、及びいじめの長期化・深刻化を防止することを目的とした学校支援を実施しています。学校からの要請を受け、いじめ事案に対応するスクールカウンセラー (SC) として派遣しています。

【いじめ防止対策推進法】(P3)

いじめ防止に向けた対策を総合的かつ効果的に推進することを目的に平成 25 年 (2013 年) に制定された法律。いじめの防止等に関する基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、いじめ防止のための対策に関する基本的な方針の策定について定めています。この法律に基づき、いじめ防止基本方針が定められ、地方公共団体に対してもいじめ防止基本方針を参酌し、地域の実情に応じたいじめ対策に関する基本的な方針の策定が求められました。

【インクルーシブ教育システム】(P3)

障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。障害者の権利に関する条約において、インクルーシブ教育システムの構築に必要な要件として、①障がいのある者が一般的な教育制度から排除されないこと、②障がいのある者に対する支援のために必要な教育環境が整備されること、③障がいのある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を行使するため、個々に必要となる適当な変更・調整 (合理的配慮) が提供されることなどが示されました。

【AI】(P2)

人工知能を意味する Artificial Intelligence の略。人間が持っている、認識や推論などの能力をコンピュータでも可能にするための技術の総称。

【SNS】(P2)

ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略称で、人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービス。Facebook (フェイスブック) や Twitter (ツイッター)、LINE (ライン)、Instagram (インスタグラム)、YouTube (ユーチューブ) など。

【SDGs】(P2)

Sustainable Development Goals の略称で、持続可能な開発目標。

平成 13 年 (2001 年) に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、平成 27 年 (2015 年) 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

■ カ行

【学習指導要領】(P1)

学校教育法施行規則に基づき、学校の教育課程の基準として定められているもの。小学校、中学校、高等学校別に作成され、教科等の目標や大まかな教育内容を体系的に示しています。約 10 年に 1 度を目安に見直されて

おり、新学習指導要領は小学校では令和 2 年度（2020 年度）、中学校では令和 3 年度（2021 年度）、高校では令和 4 年度（2022 年度）より実施されます。

【学校安全計画】（P34）

学校の施設及び設備の安全点検、児童・生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修、その他学校における安全に関する諸活動について策定する年間計画。学校が児童・生徒等の安全の確保を図るため、学校保健安全法（平成 20 年改正）により、各学校に学校安全計画の策定と実施が義務付けられました。

【学校サポートスタッフ】（P10）

教職員の補助的業務や学校事務の補助等を担い、教職員の支援を行います。

【学校問題解決支援員】（P10）

学校教育活動の中で家庭等の中で生じた問題や地域からの苦情・相談など、学校だけでは解決が難しい事案に対し、専門的知識と経験を持ち、公平・中立に学校へ指導・助言する支援者。校長 OB などが務めます。

【家庭訪問活動】（P28）

本市の不登校児童・生徒支援事業の取組のひとつで、特に家から出にくい子供への支援策。家庭を訪問し、遊びや話し相手になることからはじめ、徐々に外出を促しながら小集団（光の森、学びの森）への参加や登校へつなぎます。

【カリキュラム・マネジメント】（P3）

子供や地域の実態を踏まえて各学校が設定する学校教育目標を実現するために、学習指導要領に基づき教育課程（カリキュラム）を編成し、それを実施・評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくこと。

【GIGA スクール構想】（P34）

Society 5.0 時代に生きる子供たちの未来を見据え、ICT 環境の自治体間格差をなくし、全国一律で児童生徒向けの 1 人 1 台学習用端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する構想。GIGA は、Global and Innovation Gateway for All の略。

【キャリア教育】（P6）

子供たちが将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するために必要な基盤となる能力や態度を育てる教育。

【キャリアステージ】（P19）

教職員として採用後間もない初任者にはじまり、さまざまな経験を積んで専門性を高め、学校でリーダーとして活躍していくなど、教職員一人ひとりの経験の過程や職務。

【教育振興基本計画】（P1）

平成 18 年（2006 年）に教育基本法が約 60 年ぶりに改正され、国・地方公共団体が総合的かつ計画的に教育施策を推進するための基本計画を定めることが規定されました。

平成 30 年（2018 年）6 月に閣議決定された第 3 期教育振興基本計画では、今後の教育政策においては、教育を通じて生涯にわたる一人ひとりの「可能性」と「チャンス」を最大化することを中心に据えて取り組むこととし、以下の 5 つの基本的方針が示されています。

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する

【教育相談員】（P10）

本市では、臨床心理士の資格を持つ者を教育相談員として配置し、満 3 歳から 18 歳の子供とその保護者を対象に、子供の情緒や心理、発達上の不安や悩みに関する相談を行っています。教育センターへの来所または電話での相談の他、教育相談員が SC として直接学校に赴く出張相談を実施し、教職員への指導・助言も行っています。

【教職員】（P4）

教員のほか、養護教諭や栄養教諭、事務職員など様々な専門性を有し学校運営に携わっている学校職員。

【教職員の評価・育成システム】(P36)

地方公務員法に基づく勤務評定制度と人材育成の両側面を併せ持った大阪府独自のシステム。このシステムは、教職員が学校の目標達成に向けた個人目標を主体的に設定し、校長等の支援を受けながら目標の達成に取り組み、自己点検と校長等の評価を受け取組を改善していくことで、教職員の意欲・資質能力の向上、教育活動の充実及び学校の活性化に資することを目的にしています。

【健都ライブラリー】(P37)

図書館法に基づき、北大阪健康医療都市（健都）に市内 10 番目の図書館として、令和 2 年度（2020 年度）に供用開始予定。『健康に「気づき」、「楽しみ」ながら、「学べる』』というコンセプトのもと、多世代が集い、交流し、健康寿命延伸につながる場となるよう、健都レールサイド公園と一体的な活用を行います。

【コア会議】(P42)

いじめ・不登校・虐待等に関する課題について、情報共有を図り、対応策を検討していくために各学校が設置している会議体。管理職、関係職員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、特別支援コーディネーター、生徒指導担当者など核となるメンバーで構成しています。

【こども 110 番の家】(P34)

子供がトラブルに巻き込まれた時、助けを求めて飛び込める協力家庭・事業所。協力家庭・事業所には、目印として旗やステッカーを掲げてもらい、もし危険に遭遇した子供たちが助けを求めてきた場合、子供を保護した後、警察や学校に連絡することになっています。

【子供の貧困】(P3)

相対的貧困にある 18 歳未満の子供の存在及び生活状況のこと。相対的貧困とは、その国の等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯のことを指します。厚生労働省「平成 28 年 国民生活基礎調査」によると、日本では 7 人に 1 人の子供が貧困状態にあります。

【こどもプラザ事業】(P31)

地域が一体となって子供たちを見守り育てるため、地域ボランティアの協力のもと、各小中学校区において実施している本市事業。水曜日をはじめ、平日の放課後に運動場や教室を活用して子供たちが安心して遊んだり、自習したりできる場所を提供する「太陽の広場」と、地域、保護者、ボランティアらの協力で、音楽、伝統文化、工作、料理などの体験活動を継続して行う「地域の学校」を実施しています。

【子ども・若者支援地域協議会】(P17)

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者に対する支援が効果的かつ円滑に実施されるよう、関係機関等で構成されています。子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）により、地方公共団体に對し、同協議会を設置する努力義務が課され、本市では平成 29 年（2017 年）3 月に設置しました。

【個別の教育支援計画】(P24)

障がいのある子供一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を効果的に実施するために、乳幼児期から学校卒業後までを一貫し、学校が作成する長期的な計画。作成にあたっては、医療、福祉、労働等の関係機関と連携するとともに、保護者に意見を聞くことが求められています。

【個別の指導計画】(P26)

個別の教育支援計画を踏まえ、学校における指導計画、指導内容や方法を、単元や学期、学年ごとにまとめた具体的な計画。

■ サ行

【（吹田）市民大学】(P29)

平成 20 年（2008 年）10 月に開設。対象はすべての市民。生涯学習活動のきっかけの場であり、人生をより豊かにするための教養を深める学びの場であるとともに、市民自らが企画・運営を担えるような新総合的な生涯学習の場をめざしています。また、時々々の社会情勢や現代的課題を学ぶ社会教育の場としても位置づけ、地区公民館において開催する「特別講座」と市内の大学と連携して開催する「大学連携講座」を実施しています。

【主体的・対話的で深い学び】(P3)

新学習指導要領において実現が求められている授業改善の視点。

「主体的な学び」とは、学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげること。

「対話的な学び」とは、子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深めること。

「深い学び」とは、習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連づけてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすること。

【生涯学習（楽習）推進計画】（P29）

市民が「いつでも、どこでも、だれでも」自主的に生涯学習に取り組むために、生涯学習の都市づくりをめざして施策の方向を明らかにした計画。平成 28 年度（2016 年度）からは新たに策定した第 3 次吹田市生涯学習（楽習）推進計画に基づき事業を推進しています。

【小中一貫教育カリキュラム】（P26）

各中学校ブロックで「めざす子ども像」を共有し、特色ある小中一貫教育を進めるため、小学校と中学校が教育の独自性と連続性を踏まえ編成した 9 年間の教育課程。

【小中一貫教育実施プランⅡ】（P26）

小中一貫教育を推進するため平成 16 年度（2004 年度）に策定した「吹田市小中一貫教育実施プラン」に続き、平成 26 年度（2014 年度）からの 5 年間に教育委員会と学校が取り組む項目を示した計画。4 つの重点項目として、①授業改善に向けた小中合同研修、②コミュニケーション力の育成、③中学校での小学校 6 年生の教育活動の推進、④保護者、地域への積極的な発信を掲げています。

【小中一貫教育最適化プラン】（P26）

「吹田市小中一貫教育実施プランⅡ」に続き、令和 2 年度（2020 年度）以降に、小中一貫教育を通して各中学校ブロックが取り組む項目を示した計画。4 つの重点項目として、①主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、②グローバル人材の育成、③自ら考え、行動する子供の育成、④保護者・地域への積極的な発信を掲げています。

【食育】（P27）

さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるため、食品選択や安全性、表示の仕組、さらには農業との関係を学ぶ教育。

【すいた^{グリーン}GRE・ENスクールプロジェクト】（P16）

いじめ防止の施策名称。このプロジェクトのもと、各部署が連携し各種事業や取組を推進する。「すいた GRE・EN スクールプロジェクト教職員向けプログラム」は、いじめの未然防止、早期発見、早期対応の各段階において、全教職員が共通認識を持って対応するための具体的な行動を示した【生徒指導編】と、いじめの起こりにくい学校風土を醸成するため、各教科・領域ごとに人権を尊重する視点を示した【教育課程編】から構成されています。

【スクールカウンセラー（SC）】（P3）

いじめや不登校、暴力行為などへのきめ細かな対応のひとつとして、生徒の心のケア、保護者・教職員へアドバイスなど行う。本市では大阪府事業により全ての中学校に臨床心理士資格を持つ SC を配置しています。

【スクールソーシャルワーカー（SSW）】（P10）

いじめ、不登校、虐待等の個別課題を有する児童・生徒、保護者及び学校への支援を行うとともに、福祉の視点から子供と家庭を支えます。コア会議^{*}などに参加しコーディネートを行い、児童相談所等の関係機関と連携しながら課題の早期解決に努めます。社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有しています。

【スクールロイヤー（SL）】（P10）

学校で発生するさまざまな問題について子供の利益を念頭に置き、法律の見地から学校に助言する弁護士。本市ではいじめ・不登校・虐待対策委員会等会議への参画や、教職員研修における講師を務めるなど法律上の指導、助言を行っています。

【スターター（支援員）】（P10）

主に小学校 1 年生に対して、授業中の個別の学習支援や学校生活における仲間づくり等の支援を行う支援員。小・中学校、高等学校または幼稚園の教諭免許及び保育士の資格を有しています。

【全国学力・学習状況調査】（P5）

文部科学省が平成 19 年度（2007 年度）から実施している、全国的な学力・学習状況の調査。対象は、小学校 6 年生、中学校 3 年生。義務教育の機会均等と水準の維持向上の観点から、全国的な児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることを目的にしています。

【全国体力・運動能力・運動習慣等調査】(P6)

平成 20 年度（2008 年度）から始まった全国的なスポーツテスト。対象は、小学校 5 年生、中学校 2 年生。体力や運動習慣、生活習慣、食習慣等を把握し、学校における体育・健康に関する指導などの改善に役立てることを目的に実施されています。

【総合教育会議】(P3)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、平成 27 年度（2015 年度）から設置された市長が招集する会議。教育の振興に関する施策の大綱の策定や教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について、市長と教育委員会が協議・調整を行う場です。

【総合的人間力】(P15)

確かな学力、豊かな心、たくましい体（知・徳・体）のバランスの取れた力を基礎として、他者と協働し、未来を切り拓いていく力。生きる力。

■ 夕行

【太陽の広場】(P9)

こどもプラザ事業の取組のひとつ。文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」として、異学年の児童がいっしょになって遊び、子供の自主性、創造性などを育むため、小学校の施設や地域における学習資源などを活用して、子供たちが安心して安全に過ごせる居場所を提供しています。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】(P3)【点検・評価】(P36)

地方公共団体における教育行政に必要な組織とその運営の基本を定めた法律。

（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 4 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

【中学校ブロック】(P20)

同一中学校区内に所在する公立幼稚園、認定こども園、小学校、中学校で構成する教育的な活動の単位。公立保育所や私立幼稚園とも連携して取組を実施している中学校ブロックもあります。

【超スマート社会】(P2)

日本政府が示している、情報技術や AI（人工知能）を駆使してつくりあげる次世代の社会像。Society 5.0 とも呼ばれています。

【読書活動支援者】(P10)

小・中学校で、読み聞かせ活動やブックトークなどの直接の授業支援や、調べ学習の資料収集などの授業準備への支援、さらに図書の整理、修理、廃棄や掲示物の作成などの学校図書館の環境整備などに従事する支援者。司書または司書教諭の免許を有しています。

■ ナ行

【認定こども園】(P23)

教育・保育を一体的に行う施設。幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援を行う機能を備え、設置基準を満たす施設は、都道府県等から認定を受けることができます。認定こども園は、地域の実情や保護者のニーズに応じて選択が可能となるよう幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型等のタイプがあります。本市の公立の認定こども園は、幼稚園型 8 園、幼保連携型 1 園です。

■ 八行

【発達相談員】(P10)

本市では、言語聴覚士や作業療法士の資格を持つ者を発達相談員として配置し、市内幼稚園・こども園や小・中学校に在籍する園児・児童・生徒を対象とした発達課題に対する学校園への支援を実施しています。主な業務内容は、巡回相談や特別支援教育に関する研修講師です。

【光の森活動】(P28)

本市の不登校児童・生徒支援事業の取組のひとつで、主に心的な要因で、学校へは登校できないが外出が可能な児童・生徒を対象に、さまざまな体験活動や学習を通して集団づくりを行い、学校復帰など社会的自立を図っていく活動。

【ひきこもり】(P17)

さまざまな要因の結果として社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態。

【ビッグデータ】(P2)

膨大かつ多様で複雑なデータのこと。スマートフォンを通じて個人が発する情報や、コンビニエンスストアの購買情報、医療機関の電子カルテなど、日々生成されるデータの集合を指し、単に膨大だけではなく、リアルタイムに増加・変化するという特徴があります。こうしたデータの分析、利活用が進み、産業・学術・行政・防災などさまざまな分野で新たなサービスの創造や将来予測等が行われています。

【プログラミング教育】(P20)

コンピュータープログラムを意図通りに動かす体験を通じて論理的な思考力を育むための教育。令和2年度（2020年度）から実施される新学習指導要領に盛り込まれ、小学校で必修化されます。

【放課後子ども総合プラン】(P4)

厚生労働省と文部科学省が共同して策定した計画。共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めることを目的にしています。

両事業の継続的な整備が必要な状況であるため、連携を前提とした見直しが行われ、平成30年（2018年）9月に「新・放課後こども総合プラン」が策定されました。

■ マ行

【学びの森活動】(P28)

本市の不登校児童・生徒支援事業の取組のひとつで、主に心的な要因で、学校へは登校できないが外出が可能な児童・生徒のうち、特に集団活動が苦手な子供を対象に、個別の学習支援を中心とした活動を行い、社会性の育成を図りながら、学校復帰をめざす活動。

【めざす子ども像】(P27)

小中一貫教育の柱として、各中学校ブロックにおいて実態に応じて設定・共有する、目標とする子供の姿。

■ ヤ行

【豊かな心】(P13)

他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、自然や美しいものに感動する心、正義や公正さを重んじる心、勤労観・職業観など、豊かな人間性や社会性を育てていくもの。

【幼児期の終わりまでに育ってほしい姿】(P23)

健康、人間関係、環境、言葉、表現の5領域の内容等を踏まえ、5歳児修了時までに育ってほしい具体的な姿を資質・能力の3つの柱を踏まえつつ、明らかにしたもの。幼稚園教育要領において、健康な心と体、自立心、協同性、道徳性・規範意識の芽生え、社会生活との関わり、思考力の芽生え、自然との関わり・生命尊重、数量や図形・標識や文字などへの関心・感覚、言葉による伝え合い、豊かな感性と表現の10の姿が示されています。

【幼稚園教育要領】(P3)

幼稚園において、全国的に一定の教育水準を確保するとともに、実質的な教育の機会均等を保障するため、国が学校教育法に基づき定めている大綱的基準。

■ ラ行

【留守家庭児童育成室】(P9)

保護者が働いていたり、病気などのため、放課後、家庭に帰っても留守家庭になる児童の健全育成を図るために行っている本市事業。すべての小学校内に留守家庭児童育成室を開設しており、小学校1年生から4年生までが対象です。

参考資料 1

吹田市教育振興基本計画検討会議設置要領

(設置)

第1条 本市の教育のあり方について検討するため、吹田市教育振興基本計画検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(構成)

第2条 検討会議は別表1に掲げる者をもって構成する。

(検討事項)

第3条 検討会議は次に掲げる事項を検討する。

- (1) 吹田市の教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に関する事項
- (2) その他基本計画に関する重要な事項

(座長及び副座長)

第4条 検討会議に座長及び副座長を置き、座長は学校教育部長をもって充て、副座長は教育監をもって充てる。

2 座長は会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(検討会議)

第5条 検討会議は、必要に応じて座長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、会議に検討会議構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 検討会議に、検討会議の議事を円滑に進めるため作業部会を置く。

2 作業部会は、別表2に掲げる関係室課の長その他座長が指定する者をもって組織する。

3 作業部会に、部会長を置き、学校教育部教育政策室長をもって充てる。

4 作業部会に、副部会長を置き、部会長があらかじめ指名する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(意見聴取)

第7条 基本計画を検討するに当たっては、学校関係者、学識経験者等の意見を聴くものとする。

(庶務)

第8条 検討会議の庶務は、学校教育部教育政策室において処理する。

(報告)

第9条 座長は、必要に応じて検討会議の進行状況を教育長に報告するものとする。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、検討会議に諮って座長が定める。

別表1（第2条関係）

座長	学校教育部長
副座長	教育監
	地域教育部長
	児童部長
	理事（公共施設最適化担当）

別表２（第６条関係）

学校教育部	教育政策室
	教育総務室
	学務課
	保健給食室
	指導室
	教職員課
	教育センター
地域教育部	まなびの支援課
	中央図書館
	文化財保護課
	青少年室
	放課後子ども育成課
行政経営部	資産経営室
児童部	保育幼稚園室

参考資料２

吹田市教育振興基本計画検討会議

第１回 平成３０年 ７月１９日

第２回 平成３１年 ２月 ８日

第３回 令和 元年１２月２７日

第４回 令和 ２年 ３月 ５日

吹田市教育振興基本計画検討会議作業部会

第１回 平成３０年 ７月２６日

第２回 平成３１年 １月２５日

第３回 平成３１年 ２月 ７日

第４回 令和 元年 ６月２７日

第５回 令和 元年 ９月１２日

第６回 令和 元年１１月 １日

参考資料３

第２期吹田市教育振興基本計画の策定に係る意見聴取

第１回 令和元年１１月２２日

第２回 令和元年１２月２０日

第３回 令和２年 ２月２１日

意見聴取者名簿

学校関係者	吹田市立千里新田幼稚園長	柳本敏恵
	吹田市立南山田小学校長	江下毅
	吹田市立第五中学校長	村田正昭
学識経験者等	甲子園大学非常勤講師	島善信
	吹一・吹六地区青少年対策委員会委員長	村田芳昭
	吹田市 PTA 協議会会長	和田大志郎

（職名については令和２年３月現在）